

平成26年五條市議会第1回3月定例会（第3号）

日 時 平成26年3月7日（金） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	牧 野 雅 一	1 大塔地域の復興について (1) 現況及び今後の推移について 2 陸上自衛隊駐屯地の誘致について (1) 現況及び今後の推移について 3 「意識改革宣言」について (1) 現況及び今後の推移について 4 (仮称)五條総合体育館建設事業について (1) 建設の経緯及び維持管理・運営について 5 新庁舎整備研究委員会からの答申について (1) 現況及び今後の見解について 6 補助金等の見直しについて (1) 五條吉野土地改良区運営負担金について 7 重要伝統的建造物群保存地区の取組について (1) 無電柱化について 8 奈良県広域消防組合設立に伴う消防行政について (1) 消防本部の体制及び消防業務の経緯と今後の推移について (2) 消防団事務の経緯及び今後の推移について	部長 市長・部長 市長 部長 市長・部長 市長・部長 市長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
2	吉 田 雅 範	<p>1 地籍調査について (1) 進捗状況と固定資産税の課税方法について</p> <p>2 災害時の支援について (1) 雪害対策について</p> <p>3 安全対策について (1) 市庁舎敷地内の管理について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
3	宗 部 康 寛	<p>1 JR五条駅北側への改札口の設置について (1) 現在までの要望状況について</p> <p>2 吉野川祭りについて (1) 開催日が一日となった経緯について</p> <p>3 都市計画区域の規制緩和について (1) 生産緑地地区について (2) 市街化調整区域について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
4	福 塚 実	<p>1 有害鳥獣対策について (1) 捕獲おりの設置について (2) 金網及び電気柵の設置に対する補助金について</p> <p>2 教育現場について (1) 児童・生徒が所持する携帯電話のフィルタリング利用の実態調査について</p> <p>3 新消防庁舎の備品購入について (1) 備品購入に係る仕様書について</p> <p>4 五條駅南北道の建設促進について (1) 現状と今後の課題について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
5	大 谷 龍 雄	<p>1 大雪災害の被害状況及び救援・支援対策について</p> <p>(1) 大雪災害の状況について</p> <p>ア 人身被害の状況について</p> <p>イ 家屋被害の状況について</p> <p>ウ 農業被害の状況について</p> <p>エ 林業被害の状況について</p> <p>オ 道路その他被害の状況について</p> <p>(2) 大雪被害への救援・支援対策について</p> <p>ア 国の支援対策について</p> <p>イ 奈良県の支援対策について</p> <p>ウ 五條市の支援対策について</p> <p>(3) 今後の被害防止対策について</p> <p>2 特定秘密の保護に関する法律等から考えた陸上自衛隊駐屯地誘致の見直しと防災対策の強化について</p> <p>(1) 現在の自衛隊法に基づく自衛隊の任務について</p> <p>(2) 特定秘密の保護に関する法律に関する自衛隊情報保全隊の任務について</p> <p>(3) 集団的自衛権が行使された場合の自衛隊の任務について</p> <p>(4) 防災対策の強化について</p> <p>ア 災害の原因をなくす対策について</p> <p>(ア) 地球温暖化防止対策について</p> <p>イ 被害を未然に防ぐ対策について</p> <p>(ア) 危険な地域の住民に対する早期の避難誘導と避難所の提供について</p> <p>ウ 災害発生後の早急な救援対策について</p> <p>(ア) 消防広域化に伴う緊急通報用電話番号（119番）の受信体制の強化について</p> <p>(イ) 一般社団法人奈良県五條建設業協会への救援の依頼について</p> <p>(ウ) その他関係機関への支援の依頼について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第 二 発議第 二 号 一般質問に対する答弁の信ぴょう性を求める決議について
- 第 三 報第 一 号 平成二十六年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について
- 第 四 報第 二 号 平成二十六年一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について
- 第 五 報第 三 号 専決処分の報告について（調停）
- 第 六 議第 二 号 五條市地域の元氣臨時交付基金条例の制定について
- 第 七 議第 六 号 五條市小規模改良住宅条例の制定について
- 第 八 議第 八 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 九 議第 九 号 五條市税条例等の一部改正について
- 第 十 議第 十 号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正について
- 第 十一 議第 十一 号 五條市社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 第 十二 議第 十二 号 五條市都市計画審議会条例の一部改正について
- 第 十三 議第 十三 号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 十四 議第 十四 号 平成二十五年五條市一般会計補正予算（第六号）議定について
- 第 十五 議第 十五 号 平成二十五年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第 十六 議第 十六 号 平成二十五年五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第 十七 議第 十七 号 平成二十五年五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第 十八 議第 十八 号 平成二十五年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第 十九 議第 十九 号 平成二十五年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第 二十 議第 二十 号 平成二十六年五條市一般会計予算議定について
- 議第二十一号 平成二十六年五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十二号 平成二十六年五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議第二十三号 平成二十六年五條市下水道事業特別会計予算議定について

- 議第二十四号 平成二十六年五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十五号 平成二十六年五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十六号 平成二十六年五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十七号 平成二十六年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成二十六年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第二十九号 平成二十六年五條市水道事業会計予算議定について
- 第二十一 議第三号 五條市学校適正化検討委員会条例の制定について
- 第二十二 議第四号 五條市就学指導委員会条例の制定について
- 第二十三 議第五号 五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会条例の制定について
- 第二十四 議第七号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第二十五 議第三十号 五條市非常勤消防団員に係る退職補償金の支給に関する条例の一部改正について
- 第二十六 議第二号 奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

五番	四番	三番	二番	一番
吉田	宗部	牧野	平岡	養田
		康	雅	清
正	寛	一	司	康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
教育長
理事
市長公室長
総務部長
危機管理監
すこやか市民部長
あんしん福祉部長
産業環境部長
都市整備部長
西吉野支所長

太田 堀内 青山 榎内 竹田 櫻井 山本 谷口 辻本 新井 森本
好 伸 智 成 和 敬 邦 幸 信 健 浩
紀 起 博 吉 彦 三 美 雄 彦 夫 行

六番 七番 八番 九番 十番 十一番 十二番

窪 岩 福 山 吉 益 大
本 塚 口 田 田 田 谷
佳 龍 耕 雅 吉 龍
秀 孝 実 司 範 博 雄

事務局職員出席者

大塔支所長
教育部長
水道局長
消防長
会計管理者
市長公室次長
秘書課長
財政課長

森町中中上河竹和
本口永南村本
敏正仁孝康勝剛
弘治充克男友治明

事務局長
事務局次長
事務局係長
事務局主任
速記者

乾久笹片柳
保谷山瀬
雅仁五
旬彦豊美美

午前十時零分再開

○議長（益田吉博）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博） 日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問は申合せのとおり、全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

三番、牧野雅一議員の質問の継続を許します。

この際申し上げます。牧野雅一議員の一般質問の持ち時間は、後二十分となっております。

牧野雅一議員の質問に対する新井都市整備部長の答弁を求めます。

○議長（益田吉博） 新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） おはようございます。本議会を中断いたしましたして申し訳ありませんでした。

牧野議員の一般質問の中で、アンケート調査で不適当な表現がありましたので、謝罪申し上げます。

牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

新町地区の無電柱化についてのアンケートについては、新町通りの景観の在り方など、まち全体に対する意向調査をするということで、平成二十五年九月議会において、益田議長的一般質問に対して答弁しておりましたが、今回のアンケート調査の内容では、答弁した内容と違う方向性でのアンケート調査ではないかとの御指摘を受けました。また、内容の一部に不適切な表現がありましたので、謝罪文を入れて三月中旬に回収させていただきます。

今後、九月議会で益田議長が発言されました内容を継続して取り組んでまいります。アンケート調査を保存会、地元自治会に説明を行った後、アンケート調査を早い時期に行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀）三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

ただいま都市整備部長から説明をいただきましたが、今回配布しました新町地区の無電柱化については、新町通りの景観の在り方など、まち全体に対する意向調査をするということの内容で、一部違った方向性でのアンケート調査であったことに対して早急に回収させていただきます。

今後、私が九月議会に答弁しているとおり、地域の皆さんの同意や電気事業者等との連携がなければできませんので、五條新町地区町なみ保存会やまた地元自治会など、より密接に対応して実施してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博）牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）いろいろ時間をとっていただいて検討をいただきありがとうございます。今後は新町通りを、五條市の一つの中の名所という形でまちづくりにお役立ていただけたらと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

時間の都合上もありますので、また改めて一つ飛ばさせていただきます。通告の八の（二）、八の（二）は後回しにさせていただきます。（二）から始めさせていただきますのですけれども、よろしいでしょうか。

奈良県広域消防組合設立に伴う消防行政について、消防団事務の経緯と今後の推移について。

奈良県消防広域化が本年四月一日から発足となりますが、昨年四月の五條市機構改革において消防団事務が市の危機管理課に移行されているのですが、従来は消防本部、総務課の消防団係において団事務を担当されてきたと思います。

消防団の活動は、団員の皆様の活躍において、市にとってはなくてはならぬ団体の一つであり、消防団と消防署の両輪であらゆる災害活動を共にさせていただいております。いわゆる切っても切れない仲であります。

そういった環境の中で、消防団事務は大変な作業量が伴うと考えます。過去には係の将来有望な若き職員さんが痛ましい事故に見舞われたこともあり、当時の消防行政のトップのポジションにおられた方のほんの少しの配慮で事故を未然に防げたのではと、悔しい思いを忘れることはありません。

これは市長の記憶にも同じ思いを持っていただいております。今も信じております。

ちよつと話はそれでしたが、危機管理課に移行し事務遂行する上で、昨年四月からの事務引継ぎの推移を消防長にお伺いします。

○議長（益田吉博） 中南消防長。

○消防長（中南仁克） 三番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

昨年四月に、議員お話しのように、総務部危機管理課消防団係が配置されました。消防団の担当といたしまして、消防団係長と消防団係主任が任命されております。まず、四月から危機管理監を筆頭に団係長、団主任を交え、初年度における事業計画及び非常備消防費の予算など主な業務について打合せ協議を重ねてまいりました。

例えば、事業推進に伴う消防団幹部会議におきましては、出席をしていただき、会議進行要領などを確認をしていただきました。消防団の所掌事務には、教養研修及び訓練に関することを始め、服務、賞罰、福利厚生、公務災害、支給品、貸与品、施設整備計画、消防協会事務に關することなど数多くあることから、団係長と主任が、その都度消防署に来て引継ぎと継続事務を行ってきたものでございます。

今後、消防広域化となりましても消防署は消防団と両輪のごとくあらゆる災害現場において活動を共にすることから、五條市、そして危機管理課と更なる連携強化を図ってまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 広域化となつても、過去の痛ましい教訓を忘れることなく、しっかりと危機管理課にも伝え、連携強化を図っていただきたいと思つたので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

それでは、危機管理監にお伺いします。

昨年四月から、実際どれくらい消防署に向いて引継ぎがなされたのか。

また、これまでの引継ぎにおいて、今後危機管理課で十分団事務を遂行できるとお考えですか。答弁願います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 三番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、引継ぎが何回ということですが、消防本部への回数というのは、カウントはしておりません。しかし引継事項で消防本部の消防団係と連携して火災現場や年間の消防団事業や幹部会議並びに支払い事務などをこなしてまいりました。また書類の精査や庶務的部分は本署の

方でこなしてまいりました。新年度からも奈良県広域消防組合と連携を密にしながら職務に全うしたいと考えております。

そして、四月以降からちゃんどできるのかという御質問の部分でございますが、今消防長が答弁いたしましたように引継ぎを一年掛けてきたわけでございますが、今度四月からは消防団事務以外にも新たに消防水利の設置と維持管理に関することや消防事務委託に関すること、相互応援協定に関する事、その他消防に関する事が新たに加わります。そういうことで、消防団係は消防係という形で係の名称も変わるわけでございます。

そういうことで、事務量にあつた人員体制、こういうことを人事当局にも既に強く要請をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 先ほど消防長のお話にもあつたように、消防団係の職員さんの事務作業量というのはかなり膨大なものがあると思われまして、それをこの一年間掛けて総務部危機管理課兼消防本部総務課消防団係長と主任の辞令まで出て引継ぎ作業をこの一年間するという目的で出されたと聞いておりますが、今管理監おっしゃるように、実際引継ぎを受ける場所に行かんとね、行かんでもこっちでやっていましたというのは、本当にそんなことでは大丈夫なのかなと、ましてこの四月から団係というのが、消防係と危機管理課の中である。実際そこでそのポジションについてお仕事される若い職員さん、管理監からしたら部下の職員さんですよ、そういう人らに仕事の量的に過酷な量を押しかけてしまつたら、これから伸びていってもらわなければならない将来有望な職員さんに、厳しさはもろ必要だと思つていますが、余りにも過酷な体制を組まれたのでは、若い職員さんらはたまつたもん違うと思つてます。その辺のところを考慮した上で、係の体制強化というのは是非図つてあげてほしいなと思うのですけれども、自分が知る限りでは、かなり作業量が多いし過去にも痛ましい事故がありました。それも踏まえてきちつとした体制を組んでいただきたい。今回この一年間、危機管理課と消防団と兼務みたいな配置をされているというのは、我々人事に口を出すことではないと思うのですけれども、その辺公室長に今後若い人らに過酷と呼ばれるまでの負担の掛からないような強化をしていただきたいと思うのですけれども、この一年、なぜこういうふうなことになつていったのか、その辺御説明いただけますか。

○議長（益田吉博） 檜内市長公室長。

○市長公室長（檜内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

人事担当といたしましては、今年の四月から消防の広域化というものが予測されましたので、それに対応するため、一年先に消防団の多く

の事務を実際の現場の方に行っていたきながら事務の引継ぎをやっていたきたいという体制の下に、併任辞令を出させていただいたというところでございます。その後の配置につきましては、それぞれの担当の部課長の指揮監督の下にやっていただくということで、承知をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 現状の体制のままではかなり内容的に引継ぎも十分になされていないのではなからうかと、今後四月一日から現状の体制のままであつたら……、山口議員答弁の中にもあつたように、消防団の皆様の安全確保という部分もあつて、消防団事務というのは大切なものだと思いますので、特に危機管理課は四月からは危機管理統括室という部署に格上げされるにもかかわらず、どこまで五條市の防災・災害対策の中核となり得るのか、また自衛隊誘致の中心部署として市民の皆様、また先ごろ発足された防衛協会五條支部の役員及び会員の皆様方に一抹ではなく、大変な不安・不信を与えるのではないかと心配でなりません。四月から格上げされる危機管理統括室の体制強化を万全に図っていただき、市民の皆様が安心していただけるような環境を整えることが早急には必要ではないかと思われまので、行政の体制強化を万全に図り、遅滞なく推進をお願いしたいと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

それについて、最後に市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

大変御心配をいただいていると、特に牧野議員にしましては最初に答弁があつたように、過去に痛ましい事故があつたというそういう思ひの中でこの質問をされたら、私もそのことは十分認識をしておりますので、当然今後そういうことのないような形で取り組んでまいりたい、そういうように感じているので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 是非よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

時間の都合もありますので、通告させていただきました六番の補助金の見直しについて、また八の（二）の消防本部の体制及び消防業務の経緯と今後の推移につきましては、次回また改めてさせていただくということで、今回の質問は終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）以上で、三番牧野雅一議員の質問を終わります。

次に、十番、吉田雅範議員の質問を許します。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範質問席へ〕

○十番（吉田雅範）おはようございます。

議長の発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

初めに地籍調査について御質問させていただきます。進捗状況と課税方法についてお尋ねします。

その始めとして、五條市における地籍調査全般の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（益田吉博）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

地籍調査事業の平成二十五年三月の現在の進捗率は対象面積二七三・四六平方キロメートルに対し、調査実施済み面積が九・六〇平方キロメートルで、進捗率は三・五一パーセントとなっております。

今年度の調査面積は、一・八七平方キロメートルであり、平成二十六年三月末で四・一九パーセントとなる見込みであります。

次に、固定資産の課税方法についてですが、地籍調査事業が完了し、その成果が法務局において登記された後、法務局から土地情報による固定資産税が見直しされます。境界確認の現地立会において、本局の登記簿、構図にも記載があり固定資産税が課税されている土地について、所有者が現地を管理しておらず現地において土地が存在しない場合など、法務局に保存されている謄本や旧土地台帳との関係資料を調査して所有者に記録上の経緯を説明確認した上で最終的には、土地所有者間で協議し決めていただきます。

また、固定資産税の取扱いについては、税務課に対応を依頼します。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）大変地籍調査が遅れていると思いますので、人員数を増やすなどの対応策をとっていただきたいと思うのですが、それについて市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（益田吉博）太田市長。

○市長（太田好紀）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

地籍調査が遅れているということでありませうけれども、鋭意努力をしているところでありまして、ほとんどの地区から地籍調査をしていたこと、要望書があがっています。うちとしても人員配置を整えて現在やっているところですので、今の状況でいけばもっと人を増やさなくてはならないという状況はわかりますけれども、到底そういう人員がおられないということで、今のできる限りの範囲内で進めているというのが現状です。

今後ともそれも踏まえてできる限り早くスピーディーにできるような対応をまいりたいと考えております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）アルバイトなりでも増員して、できるだけ早く進めていただきたいと思えます。

そして先ほど部長の方からちょっとだけ課税方法について答弁いただいたのですけれども、仮に公用地の中に個人財産の所有する土地が地籍調査の中で判明した場合の固定資産税の課税の取扱いについて、もう一度詳しくお尋ね申し上げます。

○議長（益田吉博）竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦）失礼します。十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

地籍調査が完了し終了いたしましたので、登記が完了したと、その土地につきまして固定資産税の課税方法について御説明させていただきます。課税につきましては、原則といたしまして、新年度からの課税というふうになっておりますが、市による課税誤り等があった場合につきましては、地方税法第十七条の五、第四項に地方税の課税標準、又は税額を減少させる課税決定は前項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日までとすることができるとあります。五年遡って税額を返還することとしております。しかし明らかに市に過失が認められるときは、民法第七百二十四条の規定によりまして、最長二十年までが返還の対象とさせていただいております。以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）今、総務部長の方から返答いただいたのですけれども、五年、そしてまた市に過失がある場合は二十年ということによろしいですね。遡って返還する年限をいただいたので、やはりこれは、税のことですので公平・公正にしてくださいますようお願いいたします。

それでは次の質問にまいらせていただきます。

災害時の支援について。災害時全般の支援ですが、今回は雪害対策についてお尋ねしたいと思えますけれども、初めに先月大雪が降り、そしてまた大変職員さんにも御迷惑を掛け、そして私のところへ西吉野から連絡いただいて即座に対応していただいたことにつきまして、厚くお礼申し上げます。それでは質問させていただきます。

近年、異常気象が続いており、先月もまれにない大雪が降り、積雪がありました。本市でも三〇センチを超える積雪があり近年にはない積雪量でしたが、三日ないし五日間家に閉じ込められた状態が続き、中山間地域の方は特に困り病院へも行けず、急患が出ても救急車が来てくれないのかと心配と不安な日々が続いたそうです。自分で道路の雪かきのできる方、また自治会や地域で雪かきのできる地域なら良いのですが、まずは自助・共助、お年寄りや身体の不自由な方がおられる地域での市道の雪かきを公助でしていただけるのかどうかということをお尋ねたいと思います。

○議長（益田吉博）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

二月十四日未明より降り続きました雪で大雪警報が発令され、近年にない積雪となりました。

市内各地におきまして、国道・県道はもとより市道につきましても、一般車両の通行が困難な箇所、通行が不能な箇所が数多く発生いたしました。建設課におきましても、西吉野支所及び大塔支所と連携し、市民及び自治会の情報提供や道路パトロールを行い、道路状況の把握に努めました。

旧五條市内におきましては、大深町ほか四路線、四・八キロメートル、西吉野町におきましても永谷ほか九路線一四・三キロメートル、大塔町におきましても中原ほか十一路線一〇・六キロメートルと市内約三〇キロメートルを地元自治会の皆様や業者、職員により除雪作業を実施いたしました。市内二十箇所以上に及ぶ支障木や竹の処理もあわせて行っております。

また、自治会の情報提供などにより、融雪材の緊急配備を実施いたしました。

異常気象が日常化していると思われる昨今、災害の対応といたしまして、職員のパトロールの強化、市民・自治会からの情報に迅速に対応し、西吉野支所・大塔支所と連携を密にし、対応してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら希望があるというか、パトロールもしていただいておりますということなんですけれども、困った地域があれば即座に対応したってくれるという認識でよろしいですか。

○議長（益田吉博） 新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） 十番吉田議員の御質問にお答えします。

今申しましたように、地区あるいは自治会からの要望がありましたら市道にかかわらず救援に行く態勢をとっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） ありがとうございます。是非ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

そして、都計の方からお願いしていただきたいのですが、国道・県道の除雪をしていただいているのですけれども、出入口、玄関と出入口に雪を積まれて、押しにくるのは有り難いのですけれども、硬くなってなかなかそれが、今度自分のところの車が出ようと思ったり撤去できないと、その点も土木、また管理事務所の方に入り口だけは積まないようにということだけをお願いしておきたいと思えます。

三つ目の質問にまいります。

安全対策について。市庁舎内の管理についてお尋ねします。三日早朝より庁舎玄関前駐車場において、工事でもないのにクレーンを伸ばした車両があり、突風でも吹けば大変危険な状態でありました。市民の方も何事かなと集まってきましたが、その中には携帯電話で写真を撮っておられる方もおられました。個人対個人のことはさて置いて、市庁舎内の管理の在り方、そして今日までの経過と対策についてお尋ねしたいと思います。

○議長（益田吉博） 竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦）失礼いたします。

十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

去る三月三日、市役所本庁舎前駐車場で発生したクレーン付き二トントラックを用いた広告物掲示事案に係る所管課の対応でございますが、まず午前七時五十分ごろ出勤してまいりました財政課職員が現状を把握いたしました。当該掲示物は五條市庁舎管理規則第十六条に規定された敷地内において許容される公共用若しくは公用を目的とする掲示物とは判断できない上、車両上のクレーンが伸ばされた状態であったことから、他の来庁者に対する危険防止の観点などにより所有者を特定し、物件を撤去させる必要があるものと判断したところでございます。

次に午前十時ごろ、前後の状況から所有者と見られる自宅を財政課職員二名が訪問し、在宅中の家人に事情を説明したところ、当宅の所有者であるということが判明したため、口頭により撤去を求めたところ、すぐ撤去するとの回答を得たところでございます。

しかしながら午後に入りましても、一向に改善の動きが見られないため、奈良陸運支局への車両登録事項の照会をした上、午後四時ごろ再度車両所有者に対し、文書により当該管理規則に基づく行為の禁止に係る通知を行ったところでございます。

なお、同日午後八時三十分ごろ当該掲示物が撤去され、クレーンが収納された状況を財政課職員が確認いたしました。

また、昨日六日午前九時ごろクレーン車は庁舎敷地外に撤去され、入れ替わり二トントラックが置かれておりましたが、午前十一時前広告物を取り外された状態でダンブ車が庁舎北側駐車場に移動されております。

なお、本件につきましては、五條警察署並びに市顧問弁護士等に指導を得ながら対応いたしておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）総務部長の方から経緯・経過について聞かせていただいたのですけれども、市庁舎敷地の最終的な管理責任者はどなたですか。

○議長（益田吉博）竹田総務部長。

○総務部長（竹田和彦）失礼いたします。

十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

庁舎等の敷地等の管理の最終的な責任者に対しましては、五條市長ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）最終責任者は市長ということで、市長にお聞きしたいと思いますが、十時間余りそのままの状態で放置してあった理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（益田吉博）太田市長。

○市長（太田好紀）十番吉田議員の質問にお答えをいたします。

先ほど総務部長の方からる説明があったとおりの適切な処置をとっているところであります。十時間程度放置されていたという、手順を踏んで処置を行ったということでございます。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）庁舎に訪れる市民の方、また本市以外から役所に訪れる方の安全性について、やはり市のトップとして敷地内の管理に係る規則、また条例があると思うのですけれども、それ以外にもやはり市長の権限において警察と対応しながらリーダーシップをとってやっていただいて、撤去というのは無理だったのですか。

○議長（益田吉博）太田市長。

○市長（太田好紀）十番吉田議員の質問にお答えを申し上げます。

基本的に条例や規則にのっとってやっております。そしてまた警察、そして市の顧問弁護士とも相談をしながら適切な処置をしたと、そういうことであります。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）それはまあ規則どおりにというのでもいいのですが、やはり五條市が見ておいたら私はフェイスブックはしていないのですけれども、全国的に散らばったと、ほかの方の議員さんのフェイスブックをやっているのを見させてもらっていたら、それでももう写真を

付けてみんなに送っているという、そういう状態がやはり続くと、これは五條市の全体の恥になりますので、それを条例にのっとってというのであれば、そういう規則、条例はもう一度即座に市長の権限で撤去できる方法の条例というものは考えていただけるのですかどうですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答えを申し上げます。

条例、規則におきましては、そんな撤去するというようなことをなかなか簡単にはできる状況ではございません。そして、行政は市としてできる限りのことをやっているということは御理解をいただきたいと思いますけれども、警察にも弁護士にも相談したら個々の問題だと、行政側のすることはきちっと先ほども言ったようにちゃんと適切な対応をしている、その相談した中においては、当然個々の問題であるということ、その辺もきちっと対応すべく私からも双方にお願いを申し上げます。確かに行政側としてすべきことはきちっとやっておりますけれども、当然本来ならば個々の問題ということで、個々もそういうような適切な対応をしていただきたい、そういうふうに思っております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 内容については個々のことで問題はないと思います。それは市行政の方もタッチできないと思います。しかしああいう伸ばした状態で置いておくという、車両法は違反と違いますか。たたんで置いてあれば駐車として認めるけれども、ああいう伸ばした状態で仮に何も垂れ幕も紙もなかったとしても、ああいう伸ばす状態で置いておくというのは、大変危険だと思えますけれども、それで個人のことと言われたら、もし仮に私でも交通事故を起こして、そして吉田は交通事故を起こしたと、こういうことやということ、何でもありきになつてしまいますので、個人のことに対して、その個人の争いは個人のこととして、そういうところへああいう行為に対しての市長が、もう即座に撤去命令を出せるという、最高の責任者ですので、それをやっていたいただきたいと思うのですけれども、それは無理ですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答えを申し上げます。

文書でちゃんと通告をしております。そして確かにクレーンを伸ばした、大変危険であるということからそういう形の中で進めてまいった、そういう状況であります。しかしながら警察とも顧問弁護士とも相談をしながらそれに対して私たちは警告なり、また文書で勧告するという

ような、そういう状況でしかできないというのが現状でありますので、御理解をしていただきたいと思っております。
以上です。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）やはりこういう問題、個人対個人で済ますのではなしに、どんな場合でも誰かの個人的な争い事というか、それで市に来たら市の駐車場でしたかって一日くらいは放置しておけるのだと、こういう状態が続くことによって、やはり五條市はもう何でもありかよというように見られてしまっても大変困りますので、これはきちつと庁舎の中では、というきつい条例を作っていたらいいと思うのですけれども、市長、もう一度だけお願いいたします。

○議長（益田吉博）太田市長。

○市長（太田好紀）十番吉田議員の質問にお答えを申し上げます。

条例、規則ということで、きついとかきつくないとか、それに対しては適切な判断の中で条例、規則がありますので、それに対して私たちが対応すると、それをきつくするというようなそういう条例は果たしていかなものかなと思いますので、ただ今言ったようにやるべきことはきちつと市民に御迷惑の掛からないように、安全性を確保しながらやってまいりたい。そしてそれ以外にも個々に、最終的には個々の問題でありますので、そこら辺もきちつと対応すべく私たちも対処していきたい、そういうように思っております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）市長のリーダーシップに掛かっておりますので、どうか個人対個人と言わずに、やはりこの中で敷地内で起こったことは全ての管理者である市長がリーダーシップをとってやっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきますと思います。

○議長（益田吉博）以上で、十番吉田雅範議員の質問を終わります。

次に、四番、宗部康寛議員の質問を許します。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛質問席へ〕

○四番（宗部康寛）議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、ＪＲ五条駅の北側への改札口の設置についてでございます。

現在、改札口は南側一箇所でございますが、岡口・今井、そして田園地区の方からもかなりの人が通勤、通学等でＪＲ五条駅を利用しております。北側駅前広場バスターミナルのところには単車、自転車置き場がありますが、改札口に行くには陸橋を通らなければなりません。階段を上って下りて約一分から二分掛かります。高齢者の方や障害を持ちの方は三分から五分掛かると聞いております。もちろんバリアフリーにはなっておりませんので、車イスの方は利用できません。この現状を踏まえ、北改札口の改修により利便性も良くなり利用者も増えるのではないかと思います。ＪＲに対しまして、今までに要望活動をすることはできなかったのか。また今までの要望があるのか、お答えください。よろしくお願いします。

○議長（益田吉博）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

ＪＲ五条駅の北側への改札口の設置についての現在までの要望状況についてであります。今まで五条駅北側単独の改札口の設置の要望についてはございません。しかし、五条駅全体の改築についての要望は平成十二年から再三ＪＲ西日本と協議を重ねてまいり、現在、合築駅舎及び自由通路を設置するという事で協議中ではありますが、ＪＲ側から駅周辺の市としての全体計画を示してもらわないと最終的な判断がでない旨の回答をいただいております。

五条駅北側にも改札口を設置することは、利便性の向上が図られるため、駅の利用客の増加も見込まれると思われませんが、駅のホームが線路の真ん中にあるため、そのホームから乗車してもらうには、地下通路か自由通路が必要になると考えられます。

平成二十四年度に駅改札へのＩＣカード対応機の設置の要望もしており、一人でも多くの方が利用していただきやすくするためにＪＲ側に働き掛けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博）宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）五條駅南北道路促進特別委員会でも計画ルートは出ておりますけれども、駅周辺整備そして新庁舎にちなみましてこの五條市の玄関口である五条駅前をなんとか活性化できないものかと協議を重ねているところでございますが、この計画はビジョンが大きすぎて数年になるやもれません。ランドビジョンは先送りといったしましても、とりあえず北改札口設置に向け要望活動をしていくことも考えてい

ただきたいと思えます。これはJRに対しまして、JRにもメリットがあるということ伝えて、予算も出していただくと、こんな要望で進んでみたらどうかかと、そんな気がいたします。

いずれにしましても、そういう南北道路計画ルートが出ておりますけれども、また別に単独ということでJRにもメリットがあるよということ、進めてまいることができればいいかなと思っております。

そしてちょっと一つ聞きたいのですけれども、この線橋はいつできたのか、また維持管理は誰がやっているのか、教えていただけますか。

○議長（益田吉博）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫）四番宗部議員の御質問にお答えいたします。

今五条駅のご線橋ということでございますが、平成五十六年十一月に設置をいたしました。その維持管理ということで、市道に認定しておりますが、五條市の方で維持管理をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博）宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）北改札口ということは、これは道路ではなく歩行者が今利用しているのはこの線橋でございます。今の現状といえますのは、階段の滑り止めが一部はがれており、陸橋の水平部分の路面は少し凹凸があります。雨が降ると水たまりができて、老朽化もしております。先月の二月十四日の大雪の積雪の折にも利用者の多くの方が滑って転倒するし、電車に乗り遅れる等大変かわいそうだったと、タクシーの運転手もおっしゃっておりました。

以上のことから、北改札口はもちろん必要でございます。新計画ルートの南北道路、これも大変必要でございますけれども、今の現状に北側から利用される方が不自由のないようにこの線橋の点検、そして補修、改修も一日も早くしていただきたい、そして定期的にメンテナンスもしていただけるのでしょうか。

○議長（益田吉博）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫）四番宗部議員の御質問にお答えします。

すみません。先ほどいつこの線橋ができたのかということでしたが、私、平成と言いました。昭和五十六年でございます。申し訳ありません。

それと、こ線橋の点検、補修についてでございますが、二十五年の八月、吉野川祭りをするまでに、一部こ線橋の一番上の平坦な分につきまして一部舗装の手直しをいたしました。全体の補修ではなかったためになおかつ水のたまったところ等、あるいは階段の蹴上げの部分について修繕をしていかなければならない箇所もございます。来年度におきましてもこ線橋については市民の方が唯一北と南を結ぶ通路になっておりますので、維持修繕等点検をしてみたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博）宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）そしたら前向きに検討していただきまして、市民からこういうことで補修してほしいということの連絡等がある前に、数箇月に一回とか定期的な点検をよろしくお願いいたします。

次に、吉野川祭りについてということで、開催日が一日となった経緯についてということも含めてお伺いしたいと思います。

奈良県随一と言われております吉野川祭り、多くの市民、県民に親しまれ長年継続していただいておりますが、一日の見物客が七万人から八万人、間違っておつたらすみません。それくらいと聞いておりますけれども、かなりの混雑があり、今までのところ大きな事故等はないようですが、安全管理、その他駐車場確保におきましても大変な関係者は配慮が必要ではないかと思っております。そして、お盆にやぶ入りされる方が二日間であれば帰省しやすいし、混雑も軽減されたのではないのでしょうか。第一に設営に当たりますは、一日開催でも二日でも設営、撤去に掛かる費用は変わらないと思えます。警備員も二日にはわたりますが、倍の増員は掛からないはずで、出展者や露天商の方々も二日間営業できます。しかしながら協賛金の減少ということもあり、予算的なことからだと思いますが、いつから一日になったのか、経緯をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

吉野川祭りの開催日数についてでございますが、平成二十年度第三十七回までは二日間の開催であります。三十八回、二十一年からは一日の開催でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博）宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）ありがとうございます。

その一日の開催に当たり、この夏祭りは今もそうでございますけれども、行政・地域・自治会・企業・各種団体等幅広い市全体の協賛によるイベントだと思っております。一日開催という決定前に例年の協賛者さんに、例えば例年並みに協賛していただけるのか、またいろいろと内容の企画についてのアンケート等をとっていただけたのかなど、そういうことをしていただいていたのなら開催の趣旨もよく理解していただいて、説明していただいて、より充実した花火大会を継続できるように願うものでございます。より充実した花火大会を楽しんでいただくためにということでも有料席というものを設けていただいておりますけれども、主催者側といたしましては、協賛金以外の収入であります。まして開催日が一日になったにもかかわらず、有料ということでもあります。本来であれば抽選でもしていただいていた無料の桟敷席でも設けてほしいくらいでありますけれども、八千円という有料席、それから一万円に値上げまでしなくてはならなかった理由があるとすればお答えください。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

まず先ほど申し上げました一日となった経緯でございますが、祭りの開催に際しましては、毎回実行委員会でもらうるのものを決定していただいております。第三十八回以降の開催につきましても、三十八回、すなわち一日開催になったときの委員会でもその開催日数についても議論をしていただき、決定をしていただいたところでもあります。二日間開催をしておりました最後の二年間の平成十九年、そして平成二十年には多額の基金を取り崩しておりました。また、五條警察から安全確保のために警備員の増員を強く指導され、それらに係る経費の増加が予想されました。さらに辯天宗と合わせて一日で行うことで全体の経費を抑えることができるというメリットが考えられました。それらのことを十分議論いただきまして、一日開催という結果に達した次第であります。

また、有料席が八千円から一万円になったことに関する御質問でございますが、そもそも有料席は議員御指摘のとおり財源を確保する目的で平成二十二年度から実施しておりました。三年間は八千円で実施をいたしましたが、自治会の皆様の協賛金や事業所の広告料が減少する一方、警備費や設営費が年々増加する傾向にあり、平成二十四年度の第四十一回の収支では、これも基金の取り崩しを行わなければならない状況でありました。会場の広さや祭り全体の配置の観点からもこれ以上の有料席の確保は困難であることや、有料席を購入していただいた方々にも祭り実施に対する協力金としてお願いをしたいという思いから、八千円を一万円に値上げをさせていただいたところでございます。

御理解を賜りますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 部長、ありがとうございます。

今後もできるかぎりこの花火大会が市民にとって本当に喜ばしい、また充実した花火大会であることを願いたいわけですが、一万円というシートは八人ですね、二メートル七〇掛ける二メートル七〇だったと思うのですけれども、やはり少人数で三人、五人くらいで五千円くらいの席ないのかなという声もあるのです。そういう一人でも二人でも八人以内ということですが、数人で何名以内と、五千円のちよつと小さい席とかいうことも考えていただければ市民も喜ぶのではないかと思っております。

今後混雑解消ということの一つを考えていただきたいと思います。先ほども言いましたように、安全管理そして駐車場の確保、一日開催ということですので、いろんな事故等を懸念して大変な部署の方々は準備等の作業であると思われまます。有料席を購入しながら車の停滞、混雑で時間間に合わなかったと、何のための有料席なのか、昨年のように天候の悪化により大変判断が難しいと思ひます。実行委員会の判断によりまして花火の打ち上げが若干前倒しで早くなりました。屋外のイベントですので予想外のことが起きて予定どおりとはいきませんけれども、今後、総予算をにらみながら安全でより充実したいつまでも市民に親しまれるような内容でありますよう思っております。

今後の吉野川祭りについて、どういう趣旨で進めていくのか、お答え願ひたいと思ひます。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

吉野川祭りは本市を代表する一大イベントであると同時に、奈良県を代表する夏の一大風物詩となっております。この祭りを楽しみにお盆をふるさとでと、五條に帰つてこられる人もたくさんいらっしゃいます。

今後安全を十分確保した上で、たくさんの方々に楽しんでいただける吉野川祭りを続けて開催してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ありがとうございます。

吉野川祭りということですが、これは吉野川活性化プロジェクトの一環でありまして、四季折々にイベントがある五條市、観光客も市民も

喜んでおります。年齢によってもイベントの内容によっても市民のニーズというものは異なりますけれども、この吉野川を背景にされているイベントはたくさんあります。これも活性化につながり、この町は楽しい町やなど、イベントがいっぱいあって楽しい町やなど言ってもらえるような吉野川活性化プロジェクトの企画運営をこれから節にお願いしたいと思っております。

継続は力なりといいますが、諸事情によりまして、イベントが減少していく中で、今後新たな取組が出てきた有志の皆さん等には御支援、御協力、御協賛を節にお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

続きまして、都市計画区域の規制緩和についてでございます。

都市計画区域の規制緩和についてお尋ねいたします。まず、生産緑地について、これは市街化区域内に市街化を抑制するという地域として設けられた区域でありますけれども、期限があるのであれば教えていただきたいと思っております。

○議長（益田吉博）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

生産緑地区域の規制緩和についてありますが、平成三年に生産緑地法の改正に伴い、市街化区域内において農業従事者が農業を三十年以上継続する意思の申出があった農地について、平成四年に生産緑地の指定をしております。生産緑地指定の解除ができるのは、公共施設用地となる場合や都市計画の告示の日から三十年を経過したとき、または主たる従事者が死亡、若しくは従事不可能な故障を要するに至ったときに市に対して時価による買取の申出ができます。申出があった日から起算して三箇月以内に所有権の移転がなされる場合、建築行為などの行為制限が解除されることとなります。その後、都市計画法の手続きを得て、生産緑地の指定の解除となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博）宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）それでは地主の個人の方々が要望された場合には、期限を短縮する等は可能でございますか。

○議長（益田吉博）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫）四番宗部議員の御質問にお答えします。

市街化区域内の地主が三十年までに申出があった場合につきましては、生産緑地の指定は解除することができません。ただ条件といたしま

して、先ほども申しましたように農業の従事者が死亡とか耕作ができなくなった場合に申出ができるという条件がついております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 近年道路網の整備等が整い、市内外から観光客、企業の方々がこんなところにレストランを建てたら見晴らしがいいのになあとかそういうことを言って五條から帰る人を見かけたことがあります。適地を探すにあたり、規制があるところが多いため断念せざるを得ない状況が伺えます。そこで五條市といたしましても、規制緩和ということができることにより産業の発展、そしてまた新産業の飛躍的な拡大が期待できるものと思っております。

二番の市街化調整区域についても同様のことが考えられると思いますが、これも同時に特例措置とかいうことは一部できないものなのか。規制緩和をすることは特別にという、外すことはできないのですか、幅広い地域でないと市街化調整区域というところは外れないのですか。個人の地権者の場合ですけれども。

○議長（益田吉博） 新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） 四番宗部議員の御質問にお答えいたします。

市街化調整区域内の規制緩和についてであります。五條市の都市計画区域は昭和四十五年に大和都市計画区域として都市計画決定を行い、その区域内を市街化区域と市街化調整区域に線引きされております。その後、おおむね五年ごとに基礎調査を行い、昭和五十三年、昭和六十年、平成四年、平成十三年、平成二十三年と定期的に見直しを経て、現在に至っております。

市街化調整区域は、無秩序な市街化を防止するために設定された区域であります。市街化調整区域内で建築行為ができるのは、農林漁業の用に供する建築物あるいは農家住宅、市街化調整区域内に居住する人の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理等を行う店舗等でございます。道路の円滑な交通を確保するために、適切な位置に設けられる休憩所あるいは給油所等、コンビニエンスストアも、その位置、規模及び周辺の集落の状況を考慮して、当該市街化調整区域内の住民を対象としたものであれば可能となる場合があります。

京奈和自動車道の各インターからおおむね一キロ以内の区域においては、規制の緩和が図られており、特定流通業務施設又は工場あるいは休憩所といった道の駅も該当いたします。

さらに、農産物直売所につきましても、周辺で生産された農産物を主とした直販所については可能と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ありがとうございます。

二〇二〇年に東京オリンピック開催ということですが、それにちなんで東京・名古屋・大阪間のリニア中央新幹線の建設を進めるに当たり、中間駅を奈良県の生駒・郡山、いずれの場所にするかを協議中でございますけれども、奈良県南部の活性化のために五條市といたしましても少しでも南寄りにできることを望むところでございます。

五條市という位置付け、橋本市と隣接している南和地域の玄関口五條市に経済波及効果は期待できるのか。可能性があるとするれば、そのためにはまず規制緩和をしなければならないと考えます。東京オリンピック誘致においても首都圏では様々な整備がこれから進んでいくわけがございますけれども、これは誘致ではなく招致ということなんです。五條市も少しでもこの規制を緩和することができれば、またその経済波及効果に少しでもあやかることができるかもしれません。今後、企業を誘致するにおきましても、五條の町が魅力ある町であり、自然と文化に恵まれ文化を継承し、発展したまちづくりをすることが人々を招致することにつながるのではないかと思っております。

答弁は結構です。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博） 以上で、四番宗部康寛議員の質問を終わります。

次に、八番、福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実） それでは議長の発言許可をいただきましたので、質問させていただきます。

まず、一番に有害鳥獣対策について。二番に教育現場について。三番に消防庁舎の備品購入について。四番に五條駅南北道の建設促進についてです。

それでは、一番の有害鳥獣被害対策について質問させていただきます。

近年、中山間などにおいて、鹿・イノシシ・猿・アライグマなど野生鳥獣による被害が深刻化、広域化しています。このような状況を踏まえ、平成二十年二月に農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法に関する法律が施行されました。この法律により現場に最も近い行

政機関である市町村が中心となって実施する野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組の支援が行われています。このような法律の下、五條市の総合的な取組について質問させていただきます。

まず、(一)の捕獲おりの設置について。捕獲おりの設置状況や設置の基準についてお答えください。

○議長(益田吉博) 辻環境産業部長。

○産業環境部長(辻 信彦) 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在、五條市の鳥獣対策につきましては、農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律「鳥獣被害防止特別措置法」が制定され、平成二十年度に「五條市鳥獣被害防止計画」を策定し、鳥獣対策に取り組んでいるところでございます。

その内容は、三つの取組目標を立てて実行しようとするものであります。一つ目は、有害鳥獣を駆除するという個体数調整であります。二つ目は、金網・電気柵の設置によりまして被害防除することであり、三つ目は、被害状況調べによる生息環境調査を行うこととしております。議員の御質問の捕獲おりの設置につきましては、市内自治会からの設置申込書と被害状況を農林政策課に申請していただき、基本的には二箇月間の貸出設置を行っており、順次、新たに申請のあった自治会に設置しております。

現在、市と自治会所有の捕獲おり八十基により、毎日、自治会に巡回していただき、かかった場合、連絡を受けて、農林政策課の職員が捕獲処理いたしております。

平成二十五年二月末での捕獲実績はイノシシ三百九十八頭、鹿百三十七頭、アライグマ百十頭であります。

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○議長(益田吉博) 福塚 実議員。

○八番(福塚 実) ただいま部長からお答えいただきましたけれども、捕獲おり、またイノシシ・鹿等の捕獲おりにつきまして、八十基とお答えいただきましたけれども、現在八十基で市民の要望、またイノシシ・鹿の駆除等に十分な数だと認識しておられるのかどうかお答えください。

○議長(益田吉博) 辻産業環境部長。

○産業環境部長(辻 信彦) 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在、市の方で管理しております八十基の捕獲おりにつきましては、申請のあった自治会に設置をしております。今の時点では農林政策課の

方に申請をされて設置待ちの自治会はございませんので、とにかく今のところはこれでやっていけるのだなという認識を持っております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 私が市民から聞いたのはすぐに設置していただけなかったという話を聞かされておりますので、私には不十分ではないのかなど。

二箇月間の猶予期間があるということですので、順番待ちになっていた場合は、二箇月間そこに捕獲おりを設置できないというのが現状だと思っておりますけれども、その辺も踏まえて、余分なおり、置いてあつたら場所はとるのですけれども、やはり迅速な対応をとれるためにも増設する必要があると思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど私が申し上げましたように、今のところそういうふうな申請というか、要望の話を聞かせていただいておりますが、要望というものもあがってきておらないということでございます。

それと、設置、捕獲、それから処理の業務については、農林政策課の職員の方で対応しておるわけでございますが、現時点で八十基で、先ほど申しましたような捕獲数がございますので、今のところはそれに対応するのが限界の数ではないかというふうな認識を持っております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 今の状態で限界というのは、職員の数が少ないから限界ということ認識させてもらってよろしいですか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

そのような御理解で結構かと思えます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 捕獲おり、申請があれば設置するということですが、広範囲によるのですね、イノシシと鹿の発生する場所はね。だ

から申請によって、一人の申請者に対して一基、二基、三基、四基という形で増設する必要があると思うのですけれども、一箇所にいるわけではないのでね。イノシシとかは一箇所で集中的にそこに入るのは一匹しか入りませんやろ。四つ設置したら四頭の駆除ができるわけですね。簡単に考えたなら、そしたらやはり申請場所によっては、被害の大きさによって設置数も検討する必要があると思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたように、現在捕獲されたイノシシ・鹿等の捕獲、それから処理については現在、農林政策課の職員の方で行っているところであります。その部分の対応が今の八十基で限界だというふうな認識をしておるということでございますので、御理解をいただきましたと思います。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） そういうことは被害防除ということからは外れますね。対応できないということでしたら。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

外れるということではなしに、今の時点で増やせばどうかというような要望について安易にできるとか、そういうふうなことのお話はできないのではないかとというふうなことです。

それと一番最初にお話させていただきましたように、五條市の方で計画を立てて被害防除に努めております。その中で、既に担当の方がかなり頑張っていたいて、計画を上回るような成果も挙げておりますので、このままのことを作業として進めていければ、仕方がないのかなというふうに考えております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 少しというよりは、かなり残念な意見なんですけれども、市長、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀）八番福塚議員の質問にお答えを申し上げます。

今担当部長から説明があったように、今の現状では要望書も挙がっていないという現状でありますので、また今後いろんな形の中で要望が挙がったとなったときは、人員の配置も考えなければならぬと思いますけれども、現状では今部長が言ったように今の現状でいかせていただく、そういうふうに思っております。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博）福塚 実議員。

○八番（福塚 実）今の現状でいかせてもらう、つまり今の現状を維持していくと、これ以上の対応はできない。策がないということですね。人員の面も考えて今の段階では不可能な状態やということ認識させてもらってよろしいですか。市長。

○議長（益田吉博）太田市長。

○市長（太田好紀）八番福塚議員の質問にお答えを申し上げます。

そのとおりでございます。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博）福塚 実議員。

○八番（福塚 実）私から耕作範囲とか個人によってもかなり規模が違いますので、やはり要請があったら一基を設置するのではなくて、三つ、四つと増設していくのが本来被害防除、また農作物に対する死活問題になってきますので、耕作している方々はね、やはりその人たちのためを思うのであれば、やはり増設していくのが本来の形であると私は思っておりますので、その辺もよろしくお願いいたします。

そしてまた、捕獲おりのアライグマに対してですけれども、今現在何個くらいあるのですか。捕獲おりは。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市では、増え続けるアライグマ対策を実施するため、平成二十二年度に五條市アライグマ防除計画の策定を行い、アライグマ捕獲講習会を毎年開催しております。

現在捕獲おりにつきましては、百八十基を保有しております。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） その百八十基は全て貸し出されているのですか。お答えください。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

百八十基全て出尽くしているかということでありませうか、ちよつとその辺のことは把握しておりませう。……ちよつとお時間いただけませうか。

（ 間 ）

在庫は半分ほど残っておるらしいです。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） アライグマの捕獲おりは一人に対して一基という形で認識させてもらつてよろしいですか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

一人一基ということでございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 先ほど私もイノシシ等のおりについても言わせていただいたのですけれども、皆、耕作範囲が個人によって違うのですわ。

田畑、農作物を作っている範囲がね。一人一個だったらね。余っているのであれば、その耕作範囲に応じて一個ではなく二つ、三つ、四つと貸し出すのが、本来捕獲目的とするのであれば、そういう形をとるのが行政としての当然の処置ではないのかなと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど半数ほど残っているということでございましたので、私その辺のことは認識不足が確かにございました。

これまでの百八十基がどのように使われていたかということもございますけれども、今後そのような余裕があるようなことであるのでしたら、議員のおっしゃられるようなことも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実）市の広報で一人一個の貸出しと書いてあったので、知り合いから言われ一人一個しか借りれないと、行政の方で一個しか借りれなかったら獲得確率が減るやろうと、アライグマ等はね、やはり今後、広報を通じてでも耕作範囲に応じて余っているのであれば、三つ、四つと、場所によっては五つほど貸していただけたら、その人の農作物も安全に管理できると思いますので、行政の方としてもせめて余っているのは市民に必要なだけ貸し出すという形をとっていただきたいと思うのですけれども、その辺、市長どうですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀）八番福塚議員の質問にお答えを申し上げます。

福塚議員が言ったとおり、現状において本当に残っているという現状において、一個ということの規制じゃなくて、必要なところにはその分余裕があれば皆さんに貸出しをするというのが当然であろうかなと思います。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実）今市長からも答弁いただきましたので、迅速な対応、またそういう要望があれば一体幾ら設置したらよろしいですかという市民に丁寧な対応でよろしくお願いいたします。

それでは、（二）の質問をさせていただきます。金網及び電気柵の設置に対する補助金についてお答えください。
今現在、どうなっていますか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

この事業につきましては、鳥獣被害防止特措法により、農林水産省が鳥獣被害防止総合対策交付金として金網柵・電気柵等の補助をいたし

ております。

補助の内容につきましては、毎年一月に要望調査を行い、二月に五條市から県の方に申請を行います。県はそれを取りまとめ二月中旬ごろ国に申請を行い、予算成立後、各道府県に予算の配分がござります。

平成二十五年度の国の予算につきましては、九十五億円で、奈良県には一億五千万円の配分があり、五條市に三千九百五十一万円の補助をいただきました。

募集当時は、地元負担金は上限四五パーセントと決めておりましたが、今年度は特に前例のないことで、他市町村で執行できない予算が五條市に追加配分されましたので、最終的には地元負担金は四パーセントとなり、三十地区に対して約四二キロの整備を行ったところでございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） これもまた市民から聞いたのですが、上限四五パーセントを負担していただくという説明で市民に対応していたと思うのですけれども、設置状況によって軽減されるという説明はなされていきましたか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

設置状況について、軽減されるということの意味がよくわからないのですけれども。

そもそも受益者の負担が、四五パーセントが上限として始まるということで説明させていただいておりますので、最終的にどういうふうな負担金になるのかわかりませんが、四五パーセントのつもりをしておいたかかないといけないということでもあります。ですので、最初の説明から四五パーセントより低い数字ということとはなかなか説明をさせていただきにくいということでございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 四五パーセントから更に下がる可能性があるということ認識させてもらったらよろしいですか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

上限四五パーセントの負担をいただくことがあるということです。ですから、それ以上はならないという認識をいただけたら結構かと思えます。五五パーセントは国からお金が出るということでございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博）福塚 実議員。

○八番（福塚 実）ちよっと難しい話、上限四五パーセントということは、三五パーセントの場合もある。二五パーセントの場合もある。五パーセントの場合もあるのですか。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほども例として二十五年度的ことをお話しさせていただきましたけれども、特に前例のないことではあったのですが、他の市町村で県の方にもらった予算の部分を各市町村に分けたところ執行できなかった。執行できなかったの、それを五條市がいただいた結果、四五パーセントという説明をしていたところが四パーセントの負担で済んだという例がありますということです。ですから、四五パーセントが三五パーセントになったり、二五パーセントになったりというのはあり得るという話でございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博）福塚 実議員。

○八番（福塚 実）設置要望に応じて、きめ細やかなその辺の説明は市民になされているのでしょうか。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

負担金のお金のお話でありますので、むやみに率のいいお話しというのは、なかなかしにくいものでありまして、最悪ふたを開けてみたらやっぱり四五パーセントの負担があったということもあり得るわけです。ですから、四五パーセントのつもりをして申請をしていただけかかないと、いい話を聞いたということで誤解を招くおそれがありますので、そういうふうな、よく受け取っていただけるような誤解を招くようなお話しはなかなかしにくいので、させていただいておらないと思えます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 四五パーセントといたら、ほとんどの方がやはりしりごみすると思うのですね。最初に上限四五と言われたら、市民にまた地元の、また地域の方々にきめ細やかな説明をする義務が行政としてはあると思うのですかね。この電気柵の設置に対する要綱にあつて、一番高くて四五パーセントかかるのですよと、高い場合はね、設置条件によって変わってくるのですけれども、その辺のきめ細やかな説明は市民にしていかないと、やはり農作物を守る、また自分たちの死活問題である、また地元産業である農産物を守るためにも、きめ細やかな説明をしていく必要があると思うのですけれども、その辺、市長どうですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 八番福塚議員の質問にお答えを申し上げます。

先ほどから部長の方から説明がありましたけれども、基本条件が四五パーセントということで、それはその状況によって県からいろんな市町村に配りますけれども、それがたまたま五條市に來たという、そういう中から低い率になることもあると、これは想定ができません。だから福塚議員が言ったように、上限が四五パーセントだったら大変高いからなかなかそれに対する対応をしないという人もおられるかも知れませんけれども、五條市としてそれが下がるか下がらないかわからない不透明なことは言えない。もしかして丸々四五パーセントをもらわなければならない状況になるかも知らないので、たまたまここ去年、一昨年ということ、他の地域がそれに対してできなかつたということで、五條市に回ってきたという過程で下がったということでありまして、基本的には四五パーセント、それを上限とした形の中の説明しかできないということ御理解をしていただきたいと思います。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） それでは上限四五パーセント、またそれよりも下がったことがあるということですから、下がった理由はなんなのか、わかつていたらお答え願えますか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 八番福塚議員の質問にお答えを申し上げます。

先ほど辻部長の方から説明があつたと思うのですけれども、奈良県の枠は決まっております。国から九十五億、そして奈良県の枠が一億五

千万と言いましたよね。その中で市町村に手を挙げたところが名乗りを上げています。その中の名乗りを挙げていた地域ができなくなって、そのお金がたまたま残ったお金が五條市にきたということでもあります。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 今後、農産物鳥獣被害、深刻な問題で、また阪合部においても立派な施設を建てていただくということで、感謝する意味でもやはり鳥獣被害、私ら地元を含め中山間地域におられる方々の深刻な問題に、行政としては今後更なる前向きな対応をお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、二の教育現場について質問させていただきます。

それでは（一）の児童・生徒が所持する携帯電話のフィルタリングの利用の実態調査についてです。

昨年六月にも一般質問の中で質問させていただきましたが、その後どのような対応や措置をとられているか、また検討している課題などがあればお答えください。

私も現役の子育て世代ですので、この問題は児童・生徒の携帯電話インターネットサービスの利用状況を把握して有害サイトの閲覧、ソーシャルネットサービスの有害出会い系サイトなどから子供たちを守る観点からも迅速な対応が求められています。教育委員会や学校の先生方も携帯電話やインターネットは今や保護者・友達のコミュニケーションのツールとして必要不可欠、また携帯電話で買物などに利用されている方々もおられます。

まだこのような状態を勘案しながら子供たち・保護者等にも金銭的・身体的ひぼう中傷による精神的なリスクやプライバシーの侵害など、また子供たちを狙う危険な落とし穴も潜んでいる現状、様々に対策を通じて周知させていかなければいけないと私は考えておるのですけれども、その辺部長、よろしくお願いいたします。

○議長（益田吉博） 町口教育部長。

○教育部長（町口正治） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

昨年の六月議会で福塚議員からSNSソーシャルネットワーキングサービス利用につきまして、学校ではどのように対応しているかという御質問を頂戴し、現状について答弁をさせていただきました。その後の進捗状況及びフィルタリング利用の実態調査につきまして、お答えを

させていただきます。

近年の携帯電話やスマホの普及に伴う犯罪の発生は、社会的に大きな問題となっております。子供たちへの影響も大変大きく、実際のところSNSを利用しての少年の犯罪も数多く発生しております。ラインによるライン外しや、ひぼう中傷等、書き込みによるいじめ問題、出会い系サイト、フィッシング等々による犯罪に巻き込まれる事件も多発しております。しかし、情報化社会への昨今、携帯電話は欠かせないものとなっている中で、御指摘のとおり有害情報から子供たちを守る対策として、フィルタリング利用は不可欠であると考えます。

各学校での実態調査につきましては、今年度県の指導の基に、まず中学校一校を指定し調査を行いました。当該校の調査の結果、七五パーセントがフィルタリングを掛けており、他の学校もほぼ同様であるかと想定しておりますが、教育委員会といたしましては、全小・中学校対象とする携帯電話の実態調査につきましては、匿名性の確保や、保護者の同意の必要性から難しい面もございますが、子供たちを有害情報から守るためには、御指摘のとおりフィルタリングの徹底を図ることが大変重要と認識しておりますので、今後も更に実態調査の内容を検討し保護者の同意を求めながら、来年度当初の実施を予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） やはり携帯電話、インターネット等による被害も甚大でございます。またこの辺も人権に関わったりしていきますので、教育委員会としても真摯な対応で、また子供たちの安全なツールであります携帯電話を有効利用していただくためにも適切な措置をとっていただきたいと思っております。

また一つ参考ですけれども、平成二十五年二月二十八日警察庁の広報が発表しているのですけれども、参考にお話させていただきます。

平成二十四年度出会い系サイト等に起因する事件の現状と対策について。まず現状ですが、一、検挙数では出会い系サイトに起因する事件の検挙数は八百四十八件、またコミュニティサイトに起因して児童が犯罪に遭った事件の検挙数は一千三百十一件、これは二十四年度ですよ。

また、被害児童者数で出会い系サイトに起因して犯罪に遭った児童数は二百十八人、その中で被害の多い罪種は児童買春が百十七人、全体の五三・七パーセント、これはかなり大きな問題だと思っております。

また、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童は一千七十六人、被害の多い罪種は青少年保護育成条例違反が五百九十六人で全体の五五・四パーセント、被害児童の年齢は出会い系サイトで犯罪被害者児童十五歳以下は八十五人、全体の三九パーセント、コミュニテ

イサイトで犯罪被害に遭った児童十五歳以下は五百五十人、全体の五一・一パーセントとなっています。また無料通信アプリのIDは、この辺、部長らは余りわからないと思うのですが、わかっているかもしれないかもしれませんが、無料通信アプリのIDはまず電話番号やメールアドレスがわからなくてもIDを検索すれば相手と連絡が取れるため、IDをネットで交換し、淫行などの被害に遭った十八歳未満の子供は去年一年間で過去最多の三百五十二人にのぼり、大きな社会問題としては明らかです。

また、人権侵害などの事件は全国、これは成人も含めてですけれども、全体で二万件を超える数字が約十年以上続いております。これは事件の検挙数や被害者の警察への届け件数であって、本来事件になり得なかった事案や泣き寝入り等による被害はこれをはるかに超える数字が予測されます。このことを踏まえて、やはり五條市も真摯な対応をとっていかなくてはいけないと思います。その辺について、部長、教育長、お願いします。

○議長（益田吉博）町口教育部長。

○教育部長（町口正治）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

県では昨年十月一日に奈良県青少年健全育成条例を改正し、事業者が携帯電話を販売する際には、フィルタリングの説明を必ず行うように、事業者が義務が課されました。また、保護者に対して、子供のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等を認識し、子供に必要な教育を行うとともに、適切に管理するよう努めなければならぬ旨の規定が条例に追加されたところでございます。

先ほど、調査の実施の方向について答弁をさせていただきましたが、子供たちを危険な魔の手から守るためにフィルタリングの更なる徹底を図ることが必要であると捉えておりまして、御指摘のフィルタリング利用における保護者の認識の必要性もあり、必ずフィルタリングを掛けましょうという学校を通じた啓発資料の配布。また、市の広報を通じてフィルタリング利用の必要性をこれまでも呼びかけてまいりました。

また、学校によりましては携帯電話会社から、無料で講師を招へいし、保護者向けの研修会を開催したり、教育委員会が派遣しているICT支援によるスマートフォンのマナー学習、例えば子供にはスマートフォンの簡単な疑似体験や、携帯の安全クイズとかそういうことをしながら勉強する。また、先生方にはスマホの現状とか警察からのDVDを視聴してもらおうとか、こういう時間を設けてまいりました。

今本当に貴重なデータもお聞かせいただきましたけれども、今後につきましても、こういうふうの子供たちを有害な情報から守るために、こうした取組を更に充実させてまいりたいと考えている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 子供たちを守るためにも更なる努力をしていただきたいと思えます。教育長、その辺ちよつとお答えいただけますか。

○議長（益田吉博） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

今御指摘いただきましたように、本来ならばスマートフォンであるとか携帯電話というのは、私たちの生活、また子供たちにとっても一つの便利な情報の機器として使われるのが当然でありますけれども、御指摘のように、残念ながらマイナスの部分で課題が生じているのも現実であります。

私たち教育委員会としては、先ほどから部長が申し上げましたように、正しく使うという点も大事にしながら取組を進めていかなければならないと強く思っているところでありますけれども、一点はそういう情報機器を有効に使うというそういう能力を一つ付けていかなければならないと同時に、正しく使うという価値判断であるとか、そういう能力も育てていかなければならないと思っております。今は、家庭の保護者の皆さんとか、また学校の教職員の方に重点を置きながらスマートフォンを進めてきたところもあるわけですが、これからは子供たちに直接入っていくような指導も重ねていかなければ、これを克服することは難しいのではないかとこの観点も捉えているところです。

今お聞かせいただきました警察庁のいろいろな統計の内容、決してよそ事ではなくて、五條市の中でもこの範ちゅうに入るであろうという事例も実際のところございます。また抵触しかねないそういう部分もございます。大事にしながら、今後一層力を入れて子供たちの健全育成に期してまいりたい、こういうように思っております。

以上、回答とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 携帯電話の管理というのは非常にプライバシーを踏まえて難しいですけれども、携帯電話で性犯罪等に遭った被害者の利用率で九六パーセントが携帯電話から被害に、そういうツールにアクセスしていると、被害者の九六パーセントが携帯を通じてアクセスしているということをお認識していただきたいと思っております。

また、人権侵害について、全国で二万件を超える状況が十年も日本で続いているということなんですけれども、先ほど吉田議員が言われておりましたように、五條市においてああいう広告物、あれも個人を特定できる広告物であったのかなと私は思っています。認識ですけれ

ども、五條市職員においてもあれを携帯電話にとってインターネットに流している方はおられないと思うのですけれども、その辺の管理はできているのか、市長お答えください。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 八番福塚議員の質問にお答えを申し上げます。

いろいろと職員には指導していると思いますが、そういうことはまずあり得ないと私は信じております。今後もそんなことがないように努力してまいりたい。また、職員にも徹底してそういう指導をしていきたいと考えております。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） そしたら今現在、そういうふうなフェイスブックやライン、ツイッター等に投稿した人はおられないという認識でよろしいですね。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 八番福塚議員の質問にお答えを申し上げます。

そういうように考えております。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 投稿していない方がおられたら、本当によろしいのですけれども。もし投稿している方がおられるのなら即時に削除をよろしくお願いしておきます。

続いての質問に移らせていただきます。

三番の新消防庁舎の備品購入について質問させていただきます。

（二）の備品購入に係る仕様書について質問させていただきます。それでは備品の入札金額と備品の定価、落札率をお答えください。また入札金額と特定の落札率をまずお答えください。

○議長（益田吉博） 中南消防長。

○消防長（中南仁克） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

新消防庁舎の備品購入につきましては、平成二十六年年度の予算といたしまして、備品購入費五千八百万円でございます。その内訳でございます。事務機・仮眠室ベッド・ロッカーなどの備品購入費として五千四百万円、また残りの四百万円は救助訓練用資機材として備品購入費となっております。

今回五千四百万円が机等の備品購入費でございます。

用途別に四つの品目に分けさせていただきまして、市内の登録業者による指名競争入札を行い、落札者を決定いたしましたところでございます。一つ目の品目といたしましては、三階多目的ホールに配置にする会議用テーブル・椅子、二階事務所に配置するロッカーなどで、購入予定額は一千七百万円、落札価格は一千六百五十九万円で、落札率は九四・八パーセントでございます。

二つ目の品目といたしましては、一階仮眠室内に配置するベッド及び収納棚などで、購入予定額は一千五百五十万円、落札価格は一千三百九十四万四千元で、落札率は約八九・九パーセントでございます。

三つ目の品目といたしまして、二階事務所に配置する事務機・椅子などで、購入予定額は一千百万円、落札価格は一千四十四万七千五百円で、落札率は約九四・九パーセントでございます。

四つ目の品目といたしまして、地下一階の倉庫に配置する救助資機材等を収納する収納棚などでございまして、購入予定額は一千万円、落札価格は八千九百九十八万五千元、落札率は約九〇パーセントでございます。

そして質問のありました定価の一部の話でございます。

署の事務所に配置しております三交替で一つの机を三人が使うという机を例に挙げさせていただきます。この机は四組を一つのセットに円形状に組み合わせて設置しております。その一セットの定価でございます。百一十一万円、これを事務所に四セット配置しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博）地下のところの一千万円が予定額、落札価格を八千万幾らと言われましたね。消防長。

○消防長（中南仁克）訂正をさせていただきます。

先ほどの救助資機材等を収納する収納棚、購入予定額は一千万円、落札価格は八百九十九万八千五百円、訂正をよろしく願います。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博）福塚 実議員。

○八番（福塚 実）若干疑問に思うのですけれども、九〇パーセントを超える落札率というのは、相当高いように思うのですけれども、私の感覚からしたらやはり事務機器、事務等にといいうのは、もう少し安く落札できたのではないかなというふうに感じておるのですけれども、五條市の税金を使って新しい消防庁舎にいいものを入れるといいうのはよくわかるのですけれども、もう少し安く落札できたら、入札がもうそうであったらしないのですが、その辺は認識させてもらいます。

次の質問に入らせてもらうのですけれども、入札寺に同等不可になっている備品、この備品はメーカー特定の入札のように感じがするのですけれども、その辺どうして同等不可になったのか、お答えいただけますか。

○議長（益田吉博）中南消防長。

○消防長（中南仁克）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員御承知のように、消防庁舎建設につきましては、平成十九年の確認申請を基に、その後、人員・車両・資機材などが増えたことも含めまして、変更を加えしゅん工に至ったものでございます。

当時から備品について協議を重ねてまいりました。また、近隣及び他市の状況についても調査をしてまいりました。

消防の特殊性であります当直勤務体制を三交替としておりまして、先ほども申しましたように、事務所に配置する机については、一つの机を三人が交替する共有して使用すると、そして組合せを円形に近い形として、またその係として業務ができることを考慮しております。

そしてまた仮眠室のベッド、収納ケースについても三人が交替できるよう配慮しております。

多目的ホールの机・椅子などにつきましても、収納が容易であると、さらに現場で使用する消防資機材は山岳救助資機材、水難救助資機材、あらゆる多種多様でございます。容易に収納し、また容易に出動においても搬出できるラック型の収納庫などを配置したものでございます。

このように、消防は二十四時間、三百六十五日当直を含め勤務をしております。消防の特殊性ということでございますが、こういったことで、より機能的に使用できるように備品を指定させていただいたものでございます。

御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博）福塚 実議員。

○八番（福塚 実）様々な備品について聞かせていただいたのですけれども、同等不可になって入札された備品というのは、どういうものか、お答えください。

○議長（益田吉博） 中南消防長。

○消防長（中南仁克） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど答弁させていただいた庁舎の備品においては、全ての備品が同等不可でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 事務機器とか様々な備品があるのですけれども、幅広い目でメーカーを検討していく、他市の事務用品等を見て、ああこれが機能的に一番充実しておるなというのがこのメーカーであったのであれば、それは査定の上でも必要なかなと考えるところでございますけれども、やはり入札という公的な場所の入札でありますので、なるべく幅広い入札で同等不可でなく、同等品という名目での入札が好ましいのではないかなと、個人の感情ではそう思うのですけれども、今後その辺も考慮した上で、備品納入、また今後そういう納入も増えてくると思いますので、よろしくお願いしておきます。

また、もう少し消防のことで関連して質問させていただきたいのですけれども、西吉野の消防の工期が遅れているのですけれども、その辺について説明できますか。

○議長（益田吉博） 中南消防長。

○消防長（中南仁克） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在三月の年度内のしゅん工を目指して工事が進捗されておる状況でございますが、一つは自家発電設備の資機材の搬入が四月に入るといふことが出ております。そういった中で、現在工期の変更ということで、契約の変更の手続きをとっておるところでございます。しかしながら我々といましては、一日も早いしゅん工を目指しておりますので、業者の方にもしっかりと話をしながら、また市の監理等とも話をしながら進めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） ちょっと合点がいかないのですけれども、納入が遅れるというのは、どういう理由で納入が遅れるのですか。入札は早くに終わっているのですね。工期も早くからかかっているわけですね。その納入が遅れたから工期が遅れるというのは、ちょっと納得いかないの

ですが、説明できますか。どういう理由で納入が遅れているのか。

○議長（益田吉博） 福塚 実議員、消防だったら、今消防の入札のことを言ってくれているので、同じ消防関係やけれど、通告が出ていないので、また違う場所で質問していただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 疑問の部分はまた予算委員会の総括の方できっちり説明していただきますので、その辺よろしくお願いしておきます。それでは次の四番、五條駅南北道の建設促進について質問させていただきます。

先月二月に地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会を開催させていただきましたが、市民の皆様にも様々な御提言等を御理解いただくためにも本会議で質問させていただきます。

まず今現状と今後の課題についてお答えください。

○議長（益田吉博） 新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條駅南北連絡道及び駅周辺整備等の現状について御説明申し上げます。

五條駅南北広場及び都市計画道路の五條北部幹線の都市計画決定は昭和五十六年五月二十九日に計画決定を行っております。また、五條駅南北連絡道路につきましては、都市計画決定はなされておらず、平成七年十月に市道認定を行ったところであり、

駅前周辺整備事業といたしましては、平成四年度から五條駅北側広場の事業に着手し、平成十一年三月八日に完成いたしております。総事業費といたしましては、約八億二千万円であります。

その後、平成十二年度から、南北連絡道・駅舎・自由通路・駅南広場等について、再三JR西日本と協議を重ねてまいりました。

平成十三年二月二十日に市街地整備特別委員会を開催いただき、市は地平駅舎（案）の検討を報告し、自由通路の新設、駅前に観光施設等の公共施設を新設することの説明を行い、橋上駅舎を地平駅舎に変更する承認をいただきました。

その後、平成十五年三月十一日には、五條駅南北道建設促進及び市街地整備特別委員会の勉強会を開催していただき、協議、検討内容等について経過報告をさせていただきました。

平成十五年十二月五日、五條駅南北連絡道基本設計業務の委託を行い、経費の削減及び土地利用等を含め、東及び西側ルートの各オーバ

ー・アンダーの検討を行いました。

その後、平成十六年一月二十八日のＪＲ西日本大阪支社との協議の中で、ＪＲ側から五條市の財政状況等々を考慮し、新たに合築駅舎（案）の提案があり、再度協議を重ねてまいりました。

また、平成十七年一月の協議では、ＪＲ側から各施設の検討だけではなく、全体計画の再検討が必要であるとの見解が示されました。このことを踏まえ協議検討いたしておりましたが、同年四月、福知山線事故があり、事故対応で開催が困難である旨の申出があり、一時協議が中断となりました。

その後、再三にわたり協議の働きかけを行い、また、議会特別委員会からも七月十二日、十三日において上京、陳情をしていただきました。さらに、五條市においても、ＪＲに対し働きかけを強めてまいりました。

平成十八年四月にＪＲ側から駅舎及び自由通路の比較検討案が提出されたのを受け、平成十八年五月十五日に五條駅南北道建設促進及び市街地整備特別委員会を開催し、駅舎三案及び周辺整備等の比較検討について説明をいたしました。五條新宮道路のルート決定後に再度協議することが望ましいとの結論になったところであります。

その後、平成十八年八月末に、五條新宮道路が現道の国道一六八号及び三一〇号を基本とするルート帯で調査を進めることで合意されました。

ルート帯の決定を受け、平成十九年十二月十一日、全体計画、駅舎・駅前広場・自由通路及び南北連絡道路について再度協議を開始いたしました。

平成二十年二月、ＪＲ和歌山線五条駅周辺整備基本構想策定業務を委託発注し、再度、事業費の削減及び駅周辺整備の全体計画の見直し等を検討いたしました。

平成二十一年二月に五條市が提案した基本構想（案）東側オーバー案についてＪＲ側から了承をいただいております。

平成二十二年五月に、地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会これまでの活動と今後の進め方について報告させていただいております。

平成二十二年より要望がありました五条駅入口段差解消スロープが、平成二十五年八月に完成したところであります。

平成二十六年二月十二日に、地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会を開催していただき、今までの経過報告をさせていただきます。

した。

次に、今後の課題についてであります。二十六年に地籍調査の登記業務は完了いたしますが、平成十二年度にJR五條駅整備計画策定業務委託を発注以来十四年が経過し、人口の減少、少子高齢化等、社会情勢も変化してきている中、市の玄関口にふさわしい駅周辺整備計画を作成するため、現状において見直すべきところはなにか等を地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会にお諮りし、検証していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 五條駅南北道の建設、検討委員会等もあるのですけれども、検討されて大体どれくらい年数がかかっていますか。

○議長（益田吉博） 新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） 八番福塚議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

委託業務を発注してから約十四年経過しております。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 十四年というかなり長い年月をかって検討、皆さんには試行錯誤しながらよりいい方向で五條市南北道の建設促進について努力していただきたいと思っております。

また五條市においても、新庁舎等の建て替えも検討されておる中で、国道三一〇号の改良などが進むであろうと思っております。その辺も踏まえた上で五條市も更なる促進のため、また、南北道、地元住民の、この前自治会広報にも載っておりますけれども、喫緊の念頭である南北道の開通というのは地元住民の念願でもありますので、前向きな、また行政挙げてのバックアップが必要ではないかなと思っております。

また委員会の中で、市長には前向きな答弁をしていただきましたので、この本議会においても意気込み等を述べていただけたら有り難いです。市長、どうぞ。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條駅南北道の建設に向けては、いろいろと協議をしてきましたけれども、先ほど部長から言われたように、平成十二年から十四年が経過しているということがございます。そして、今の情勢、道路問題から庁舎の建設、いろんなことが今変わりつつある状況の中で、その方向性も再度検証しながら前向きな形で進めてまいりたい、そういうように考えております。

特に地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会と連携をとりながら、今後対応してまいりたいと考えております。
以上です。（「八番」の声あり）

○議長（益田吉博） 福塚 実議員。

○八番（福塚 実） この事業は新庁舎含め五條南北道、また国道三二〇号のアクセス等にも係る五條市の将来を左右する大きな事業と考えますので、更なる努力をよろしくお願いしておきます。

それでは私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博） 以上で、八番福塚 実議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十分休憩に入る

午後一時二十九分再開

○議長（益田吉博） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄） それでは議長に発言の許可をいただきましたので、通告順に基づきまして質問をさせていただきます。
まず、二月十四日、十五日にかけまして降りました大雪災害の被害状況及び救援支援対策についてでございます。

まず（一）大雪災害の状況について。ア、人身被害の状況。イ、家屋被害の状況。ウ、農場被害の状況。エ、林業被害の状況。オ、道路その他被害の状況について、順番どおり答弁をいただきたいと思えます。

○議長（益田吉博）櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、大雪災害の状況の人的被害の状況でございますが、前線を伴います低気圧が二月十四日の金曜日から十六日の日曜日にかけて、発達しながら本州の南岸を北東に進み、西日本から北日本の広い範囲で雪が降り大雪となりました。特に埼玉県では甚大な被害が発生をいたしました。

総務省の消防庁発表の二月十八日現在の全国の人的被害は死者二十六名、重症者百三十四名、軽症者九百十四名。次に奈良県の人的被害につきましては、重症者二名、軽症者三十三名。次に五條の人的被害につきましては、軽症者三名でございます。

続きまして、家屋被害の状況について御説明をさせていただきます。

家屋被害につきましても、総務省の消防庁発表の二月十八日現在の全国の家屋の被害状況は全壊が十六棟、半壊が四十五棟、一部損壊が九百十四棟、床上浸水が四棟、床下浸水が三十一棟。次に五條市の三月四日現在の家屋被害状況につきましては、一部損壊六十一棟であります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

このたびの豪雪による本市の農業関係の被害といたしましては、野原地区や金剛山系を背負う地区を中心に、野菜栽培用ハウスや農業用倉庫等が倒壊するなど、非常に大きな被害をもたらしました。

三月一日現在で市が把握している被災農家数は四十二戸、全壊・半壊・一部破損を含めた被害棟数は百四十三棟であり、被害総面積は約二八、〇〇〇平米と甚大な被害であり、ややもすれば今後の営農に致命的な傷跡を残すことが危惧される状況であります。

なお、林業被害の状況につきましては、森林組合等と連携し調査いたしました。大きな被害は確認をされておりません。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博）新井都市整備部長。

○都市整備部長（新井健夫） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

二月十四日の大雪では、市内各所におきまして、国道・県道はもとより市道につきましても一般車両の通行が困難な箇所、通行が不能な箇所が数多く発生いたしました。

建設課におきましても西吉野支所及び大塔支所と連携し、市民及び自治会の情報提供や道路パトロールを行い、道路状況の把握に努めました。

対応状況につきまして、御報告させていただきます。

旧五條市内におきましては、大深町ほか四路線、四・八キロメートル、西吉野町におきましては、永谷ほか九路線一四・三キロメートル、大塔町におきましては中原ほか十一路線一〇・六キロメートルと、市内、約三〇キロメートルを地元自治会の皆様や業者、職員により除雪作業を実施いたしました。

市内二十箇所以上に及ぶ支障木や竹の処理も合わせて行っております。

また、自治会の情報提供により融雪剤の緊急追加配備を実施いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ありがとうございます。

人身被害で軽症三名、家屋被害で一部崩壊六十一ということですが、行政として支援をさせていただかないかん状況ではなかったのかどうかですね。させていただいたんやったら、その内容を答弁いただけますか。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

軽症三名につきましては、救急搬送でございまして、その対応ということで各保険ないし自己責任の下と思えます。

そして、一部損壊六十一棟につきましては、いろいろ雪が屋根から落ちてカーポートがつぶれるとか、いろいろそういう被害も含めまして、り災証明を出しております。これにつきましては、各自が入っている保険等の対応でその修復をされていくというふうに理解をしています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そしたら農業被害の件で質問いたします。これは（二）大雪被害への支援救援対策についてというところへ進めさせていだいた上での質問になりますけれども、農業被害で件数で四十二件、ハウスの倒壊の棟数で百四十三という被害の報告であったわけですが、この農業被害に対する国の支援対策は、今日現在でどういう内容の支援対策を講じられているのか、またその、国の支援対策をこの五條の百四十三棟のハウス被害の救援に適用できるかどうかですね、そのことも併せて答弁お願いしたいと思います。

○議長（益田吉博）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

農林関係の支援についての御説明をいたします。先に申し上げましたとおり、三月一日現在で市が把握しております農業用ハウス等の被害棟数は、全壊、半壊、一部破損を含め百四十三棟でございます。

また、全国的にも今回の豪雪による被害は甚大であり、農林水産省は二月二十四日に、被災農業者への支援対策を決定したところであります。支援の内容といたしましては、「災害関連資金の無利子化」や「ハウスや畜舎の再建、修繕、撤去費用の助成」等が中心となるというところで報道がされておりますが、いまだ制度内容や運用についての具体的な詳細は、市の方にも正式な通知がなされていない状況であります。

また、奈良県による支援等についても、情報も現時点では確認できていません。

市といたしましては、生産者の皆様に意欲をもって農業を継続してただけるよう、被災施設の復旧に対する国や県の支援内容について十分に確認しながら、現在、市独自の支援の対策に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）国の対策で具体的につかんでないということですが、農林水産省の支援対策はまず二月二十四日に一度出されてますわね。そしてこの間の三日、三日に再度支援対策を拡充した対策を出してあるんですよ。私のつかんでいる内容を申し上げますよ。農業ハウス、棚などの撤去費用は国と自治体で全額公費負担、そしてハウスの再建修繕費用も現行の三割補助から五割補助に上げると。撤去の労賃は家族労働なども認めますと、再建費用の残りも七割を特別交付税として自治体に交付します。野菜や水稻の苗を育てるハウスの倒壊も相次ぎました。育てる資材費の助成、他地域からの被災地への苗を運搬する経費も助成します。酪農畜産家に対する経営支援も上乘せをする融

資は当初五年間は無利子としますと、これはテレビや新聞で発表されていることですよ。もう一度、本当に国の支援対策を皆さん方はつかないのかどうか、ちよつとつかんでいる範囲内で、もう一遍答弁いただけますか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

今のところ支援の内容といたしましては、先ほど申し上げましたように災害関連資金の無利子化、そしてハウスや宿舍の再建、修繕、撤去費用の助成等が中心になるというようなことが報道はされておりますけれども、詳細についてはまだまだ決定していないというようなことで確認をしております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） もう三日に農水省が発表しているわけですからね、その内容が県や五條市に連絡していないというのは農水省の遅れもありますけれども、五條市の方からテレビや新聞で言うているわけですから、どんな内容やということ、農林水産省に要求して、こちらからつかまなければいけないわけです。私でも申し上げているとおりかなり詳しいことをつかんで今申し上げている次第ですよ。だからこの中で、一番五條市の被害が多かったのはハウスの倒壊ですね。全てで百四十三棟ですからね、この皆さん方に対する農林水産省の支援としては農業ハウス、棚などの撤去費用は国と自治体で全額公費負担とすると、ここを適用して五條市の農業被害の皆さん方に支援体制を強めるということが大事ではないかと思うのですね。だからここで言う国と自治体で全額公費負担ということは、国は五割補助に引上げますけれども、あとの五割は奈良県と五條市で持つてくださという内容だというように私は聞いていますよ。奈良県と五條市で五割を持つてくれなかったら、国としてもやるかやらないかはわからないという関連性を持つた補助内容なんです。これは。だから先ほども申し上げましたように、もう三日に発表しているわけですから、早速農林水産省、県を通じてちゃんと支援内容を捉えて、そして五條市のハウス被害の皆さん方に適用されるように頑張っていたきたい。ハウスの撤去の費用で、特に全額補助をさせていたかどうかと思ったら、五條市と奈良県が五割を持たなければ国としてもやるかやらないかわからないという状況ですからね、その辺は特に奈良県にも強く要請して、奈良県と五條市で何割負担にするかということをお話し合って、そして国の五割負担も獲得すると、こういう取組が今求められるわけですからね。

その辺頑張っていたきたいと思えますけれども、どうですか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

今私どもの方では先ほど申し上げましたように、まだその辺はつきりしている情報をつかんでおりませんでしたので、その辺のことも十分把握した上で市の対策をとっていきたいというふうなことを考えております。ですから、既に今、市独自の支援の作成に取り組んでおりますので、早急に国・県の方針を確認した上で対応してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） しかしですね、このハウスの棚の撤去に対して奈良県と五條市が五割負担するから国も五割負担してもらって、全額補助になるとなっても、この補助制度に適用される人はどれぐらいなのかということも調べてもらわなあきませんわね。そして適用できない方には支援はどうするかということを検討したっていただきたいと、これは五條市も独自でどうするかということとともに、奈良県にも国にも意見を挙げてもらいたいというふうに思います。

そのほか、労賃のことも現行の労賃も認めると、家族労賃も認めるということも国は言うてますし、今私が明らかにしたように、いろんな支援策を農林水産省が三日に発表しているわけですからね。まず国の全体の支援策の全体をつかんでもらって、先ほど強調しましたように特に五條に多いハウスの、また棚の撤去に対するこの国の補助内容を一〇〇パーセント適用できるようにするためにも、奈良県と五條市がなほ負担するかということを前向きに奈良県と話し合って検討していただきたいということ強く要望しておきたいと思っております。

そして最後、今後の被害防止対策ですけども、御存じのように今回の大雪被害に対しまして、国は警報は出しましたがけれども特別警報は出していませんですね。あれだけの雪でも、なぜ特別警報を出さなかったのかというその原因として、気象予報士の江花純さんという人は指摘しておりますけれども、太平洋側は日本海側と比べて測候所がなくなっている。全国に約一千箇所あった測候所は人員削減で廃止されているんだという指摘をしておりますね。だからこの測候所が残っていたら、雪の質やら雪の降り方を見て早い時間帯から警報が出て、それを聞いた国民も早い対応ができた可能性がある、こういうふうになちゃんと特別警報を出せなかったその要因も指摘してくれているわけですから、国に対して県とともに太平洋側の測候所ももっと増やすように要求すべきだと思います。

当面の対策としては、関東甲信越に設置されているアメダスがあるらしいのですけどね。これを日本海側と同様にレーダー式積雪計を設

置すれば、当面対策として雪の積雪記録をとれるということですからね、こういう緊急の対策と将来の対策を、観測所を増やせというその要求を県と国に強く要望すべきだと思いますけれども、どうですか。

○議長（益田吉博）櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三）十二番大谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

昨年の八月から特別警報、公の運用が始まりました。今回、今御指摘いただきましたように、大雪特別警報が発令されなかったということに対しての、観測所が十分な観測ができていないというふうな形になるかなと思いますけれども、いろいろ条件もございまして、府県程度の広がりを持って五十年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くというのが大雪特別警報の設定をする条件となっております。

その辺の観測ができていないということの御指摘でございますので、太平洋側も含めて奈良地方气象台とも調整をしながら、必要な対応はしてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）大変な農業の皆さん方の被害で、農業やっていけないという状況の方もおられると聞いておりますから、先ほど強調しましたように、まず国の支援対策の全体をつかんで、それが実行できるように奈良県と五條市も独自の補助で頑張っていたかどうかということを強く申し上げます、次に進みます。

二、特定秘密の保護に関する法律等から考えた陸上自衛隊駐屯地誘致の見直しと防災対策の強化でございます。

御存じのように、奈良県と五條市は将来の南海トラフ等の大地震が発生した場合、緊急な被害支援ができるようにということで、陸上自衛隊駐屯地の誘致に取り組んでおられるわけでありまして、この間、大塔町災害では京都大久保の自衛隊の皆さん方が来て、崩れた山でふさがれた道を通れるようにしていただいたり、その他いろんな危険な状況の中で救援・復旧の活動をしていただいたことは、私も良く知っておりますし、全国的にも昨今の災害の多い地域に行つて、自衛隊の皆さん方は人命救助に頑張っていたおるわけでありまして、そのことはよくわかっておるわけでありまして、しかし自衛隊法では、住民の救援ということだけではなしに日本の防衛ということも義務付けられているわけでありまして、自衛隊の活動の全体をつかんで、将来自衛隊はどのような任務を課せられていくのかという先も見

上で、陸上自衛隊の駐屯地の誘致がいいのか適切でないのか、その辺の判断をしなければならぬと思います。

したがって私は、自衛隊員の個人の問題を取り上げるといふことの目的でこの質問をするわけではございませんので、そのことをまず最初に申し上げまして質問を進めたいと思います。

(一) 現在の自衛隊法に基づく自衛隊の任務についてでございますけれども、御存じのように自衛隊法の第三条には、「自衛隊の任務として、自衛隊は我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため直接侵略及び間接侵略に対し、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ公共の秩序の維持に当たるものとする」となっております。したがって、災害救援支援は、この必要に応じ公共の秩序の維持に当たるというところの義務として頑張っているふうに思います。しかし同時に直接侵略、間接侵略から我が国を防衛するということも明記されておりますから、その立場で頑張ってもらわないかんわけですけれども、しかしこの自衛隊法の中では海外に出て自衛隊の活動することは認められておられないというのが現在の自衛隊法の三条の精神ですね。

そして(二)になりますけれども、特定秘密の保護に関する法律に関する自衛隊情報保全隊の任務についてということですが、去年の暮れ国会で特定秘密の保護に関する法律が可決されておりますけれども、その法律の中で、自衛隊がどういう任務を課せられるのかということも国会の審議の状況から明らかにしておきたいと思っております。これからの質問におきまして、特定秘密の保護に関する法律というその名称を略しまして、秘密保護法と言わせていただきます。

昨年開始されました秘密保護法の第二条、三条では「行政機関とは内閣に置かれる機関等とされ、同条三条では行政機関の長に秘密指定の権限を与えております。行政機関の長とはどういう方かといえますと、首相、外相、防衛相、警察庁長官等になるわけですね。こういう方々が、これを秘密にするというその指定の権限を秘密保護法は与えたというところですね。そして何でもかんでも秘密にできるのかと言えば、そうではないというようになっております。秘密の範囲は秘密保護法三条で明らかにされておりまして、秘密指定の範囲は別表に掲げる事項で公になっていないもの、かつ、要件が我が国の安全保障にとつて著しく支障を与える恐れがあるもの」というふうに範囲が指定されておりますけれども、その範囲は秘密保護法の別表で明らかにされておりますのでポイントだけを申し上げますと、秘密にする範囲はまず防衛に関係する事項として自衛隊の運用、もう一つは防衛力整備に関する見積もり、もう一つは武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供するものの種類又は数量、もう少しありますけれども省きます。もう一つの範囲は、外交に関する事項として、外国政府、国際機関との交渉、協力方針等の内容のうち国民の生命身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの、外国との外交交渉の内容まで秘密にすると

いう範囲に入っているわけですね。また安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出入の禁止、その他の措置の方針、こういったことも秘密の範囲に入っております。そのほか特定有害活動防止に関する事項、またもう一つはテロリズム防止に関する事項というふうに一応大枠の範囲は別表によって決められておりますけれども、しかし要件として、我が国の安全保障が著しく支障を与える恐れがあるとなれば秘密にできるとなっておりますから、もっと広がるということですね。

今私が明らかにしましたのは、主権者である国民の皆さん方に明らかにせないかんことばかりですね。秘密にしたらあかんものばかりです。しかし秘密保護法は首相や一部の機関の長で秘密にできるということを決めているわけでありませぬ。そして秘密保護法第十二条には、行政機関の長は特定秘密の取扱業務を行う者の適性評価を実施するという権限が与えられております。こういう秘密業務を取り扱う者というのは、主にどういう人かといいますと、国家公務員、国に武器、その他の納める民間企業社員また研究に関わった大学の研究者、そのほか大勢おられます。こういった方が秘密業務を扱ってもらってもいいかどうかを、まず最初に適性評価を、首相を始めとする行政機関の長は行うわけですね。その適性評価の調査を担当するのは、いろんな方がおりますけれども、その中に公安調査庁、公安警察そして自衛隊の情報保全隊もその中に含まれることがこの間に国会審議で明らかになっていくわけですね。

だから先ほど自衛隊法を読み上げましたけれども、直接侵略、間接侵略から国を守るということとは国民を守ることですけれども、災害が起こったときにはその災害救援に当たるということは明らかにしておりますけれども、こういった国民を秘密の業務を取り扱う上でいてこの人が適切かどうかの調査にも自衛隊情報保全隊は担当させられるということになっていくわけですね。

したがって、私は自衛隊のこれからの課せられるこういった任務を考えるならば、安易に陸上自衛隊の駐屯地であっても誘致するのはやはり良くないのではないかと思いますね。

そして、国会の中で大変な議論になっております、集団的自衛権が行使された場合の自衛隊の任務はどうなるのかということ私の調査の範囲内で明らかにしておきたいと思っております。集団的自衛権とはどういうことなのかということを経年にもわたって日本の国会で議論されてきて、大体的に明かされておきたいと思っております。そのことを明らかにしますと、日本が攻撃されていないにもかかわらず、密接な関係を持つ他の国が攻撃された場合に日本が参戦する権利のことだと、これはどの党の皆さん方も共通の認識になっております。これを二月五日の参議院の予算委員会では日本の総理大臣がこういうふうな質問の中で答弁したわけですね。「政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって可能だ。集団的自衛権は可能だと、憲法改正が必要だ」という指摘は当たらない。現在の憲法の中でも、解釈によっては日本が攻撃されていない

のに日本の軍隊、現在は自衛隊なんです、自衛隊を、関係を持つ他国の味方として派遣できる。」という答弁を日本の総理大臣はしたわけですね。これが非常に国会で大変な議論が沸騰しているわけですね。こういった日本の総理大臣の発言に対しまして、今まで日本の内閣法制局長官の阪田雅裕さんとかね、そして日本の防衛大学の教授でありました孫崎さんは、それは長年日本の国会で議論してきた解釈から逸脱するものだという見解を表しております。阪田雅裕さんは総理大臣がこういうことを発言した後の二月の二十日に国会内で超党派の議員を集めた中で、そういう今の憲法の下で自衛隊を海外へ派遣するという集団的自衛権は、これは大変危険で、日本の憲法、自衛隊法からいえば違反だという見解を示していますね。防衛大学校教授の孫崎さんも同じであります。孫崎さんはこういうふうに言っていますね。「ポーランドは対テロ戦でアフガニスタンやイラクに派兵しました。アフガニスタンやイラクというのはアメリカがやった戦争ですね。そのときにポーランドが派遣したと、ソ連がチェコに侵攻したときもポーランドは軍を出しました。こういったアメリカのベトナム戦争も含め集団的自衛権がその口実で派遣しておるけれども、このような集団的自衛権は自国の防衛とは関係なく、外国に出て行き人を殺す、そのために攻められた方から恨みを買って、復習とテロを呼び込むという大きなマイナスコストを払うことになるから、それはいけないんだと。テロはあきません。しかし大義名分も道理もないような戦争に協力すれば、攻められた相手から恨まれますからね。だからテロが発生することにもつながるということを孫崎さん、防衛大学教授が言われておるのです。だからこういう今の日本の自衛隊を、集団的自衛権を行使して海外へ派遣しようという今の日本の政府の動きから見ても、陸上自衛隊の駐屯地の誘致は良くないのではないかと、私は五條と日本のためにそのように判断しておりますし、そのことが今重要な判断として迫られるのではないかと思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、現在の自衛隊法に基づく自衛隊の任務につきましては、先ほど議員の方から御説明いただいたとおりでございます。我が国の防衛を主たる任務としております。また別の法律によりまして、これまでも国連平和維持活動やイラクへの活動、戦争や内乱、疲弊した国のインフラ整備、医療、給水活動や学校、医療施設の整備や後方支援、いずれの派遣先においても、高く評価を受けております。

また、特定秘密保護法についてでございます。これにつきましては、国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定し、取扱者の適性評価の実施や漏えいした場合の罰則などを法律で定めたものでございまして、議員の御説明いただいたとおりでございます。ただ、これは諸外国にはありまして、我が国はなかったというものでございまして、安全保障上から必要であると

いうふうには認識をしております。

また、集団的自衛権の行使でございますが、自衛隊の任務につきましては、今国会で議論が重ねられるものだと思慮します。

市といたしましては、防災上と市の活性化の観点から考えても陸上自衛隊の誘致を見直す考えはありません。東日本大震災で宮城県にある陸上自衛隊の多賀城駐屯地では津波被害を受け、隊員が自分の家族の安否も確認することなく即時に救助活動を実施しました。また三年前に新設されました高知県の高知駐屯地が所在する高知県の香南市は県内の市町村で唯一人口が増えています。このような事例からも市の陸上自衛隊駐屯地誘致を見直すという事は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）複雑なことだから答弁も大変だと思えますけれども、もう少し明らかにしておきますと、アメリカの行ったイラク戦争に對しまして、日本の自衛隊が特別法を作って派遣されました。また、アフガニスタンに對しても、日本の自衛隊は特別法を作って派遣されたんですけれどもね、しかしそのときの特措法は「自衛隊の活動は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない。」ということとちゃんと決めて派遣されていますからね、武器は持ってないんですよ。燃料の補給、食料の補給、そういう活動に限定してイラクとアフガニスタンに派遣されたわけですね。だからこのイラク特措法、アフガニスタン特措法は問題があつても日本の自衛隊の武力行使を守つた上で、日本の憲法の明記されている自衛隊の武力行使をしないということを守つた上で、イラク・アフガニスタンへ派遣されているんですね。今度、日本の首相が今国会で表明したいいわゆる集団的自衛権は、武器を持つてでも海外に派兵できるようにしようというわけですからね。過去のイラク派遣やらアフガニスタン派遣とはまた違うわけですね。そしてもしこの武器を持った日本の自衛隊軍隊が集団的自衛権を行使の下で派遣された場合、相手の国は攻められるわけですからね。日本の軍隊に、これは相手の国も自分の国を守らなければなりません。戦いに勝たなければなりませんから、日本の国内の自衛隊軍隊の基地を狙つてくる可能性も十分ありますよ。こんな戦争の常識ですわ。勝つと思えば相手の軍事基地を早くやつつけると。そのための方法はいろいろありますけれどね、狙いは民間人よりも先に軍事基地を狙つてくるんです。陸上自衛隊の駐屯地といえども、そういう状況になつた場合は安心できないわけです。一方では災害救助でいろいろ役割を果たしてもらつても、今日本の総理大臣が言うているような集団的自衛権行使で武器を持つて海外派遣されて、もし武力紛争に加担していたとしたら、相手の国から日本の軍事基地は狙われるということもちゃんと読んでおかなければなりません。

今ロシアのウクライナへの軍隊派遣もちょうどそのことが問題になっておりますね。今度アメリカも含めて日本は別として、ほとんどの国がロシアのウクライナへの軍隊派遣はこれは誤りだと、国連憲章に照らして誤りだということで、ものすごい批判をし、アメリカは経済制裁を実行したわけですね。こういうことになっていくわけです。だから目の前で、根拠もなしに軍隊を派遣したらあかんということのちよっどいい例が起こっているわけですからね。この五條が自衛隊を誘致するという、この今の現時点でもそういったことを良く見て判断しなければ、五條の将来にも日本の将来にも禍根を残すことにはなるのではないかというふうに思いますので、私はよくもつと分析して、陸上自衛隊の駐屯地誘致については、見直しも含めた検討を、本腰を入れてされるように求めておきます。

一つもう次にいきます。

(四) 防災対策の強化。ア、災害の原因をなくす対策についてでございます。自衛隊の駐屯地誘致の一番の理由は災害救援ということであるわけでありませうけれども、災害をなくすためには災害が起こった後の救援も大事ですけれども、災害を起こさせない、その対策にも取り組まなければならぬと思うんですね。最近の大塔災害を引き起こしたのも大雨ですね。去年の十八号も大雨、今年の二月の大雪は一部の専門家では地球温暖化も関係していると言われておりますね。だからその地球温暖化をなくすために、今世界中でいろんな協議をしているわけでありませうけれども、十二月議会でも明らかにしましたように、この異常気象の原因となっておりませう地球温暖化をなくすために、数年前、日本の京都において日本の政府は議長を務めた上で、将来の温室効果ガスをなくそうという目標を決めたわけでありませう。その目標は一九九〇年に比べて日本は六パーセント削減しよう、欧州EUは八パーセント削減しよう、これを決めましたね。その目標はそれ以後も続いておりませうけれども、今日現在どうなっているかと言いますと、欧州連合は目標が超過達成する見通しになっております。ところが日本は三・七パーセントまで増加しているという、こういう状況ですね。これについては、この間の政府の姿勢にも関係しているわけですね。京都で開かれました議定書以後で、この間それぞれの政権の態度は消極的です。特に現在の政権は、この間の京都議定書やらそれ以後、目標として掲げられた公約をゼロベースで見直すということを表明して、国際的な約束には入らないという態度を表しているわけですね。だからここに日本と世界の中で今異常気象によって吹き荒れている災害をなくすための取組の中で、日本の政府は、世界の中で温室効果ガスを排出しているのは日本は五番目です。日本は五番目に多いんです。その世界の中で五番目に温室効果ガス、いわゆる二酸化炭素等々の有害ガスを発生している日本が、その温室効果ガスをなくすための姿勢が一番後退しているわけですね。ここに大塔災害の体験した五條市は、目を離さないでどんな政府になっても、地球温暖化をなくすための対策として今政府はどういう姿勢をとっているのかということをや離さず握ったままで不十分

な意見を挙げていくという、このことが求められるのではないかと。

そして五條市としても、この間かなり燃やしていた新聞や雑誌、段ボール等を燃やさず無料回収して、二酸化炭素の発生をぐんと抑えておられますけれども、さらに二酸化炭素、温室効果ガスをなくす対策がないかということもよく調査・研究して、さらに新しい対策を実行していくという、このことが求められているのではないのでしょうか。そのことが災害を未然に無くしていくという、この対策になるのではないかと思います。

その点について、何遍も、十二月議会でもその前の議会でも言うておりますけれども、政府に対する意見を挙げていくという姿勢を五條市としても握って離さないことが大事ではないかと思っておりますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博）櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

災害の原因としての地球温暖化防止対策の問題は非常に難しく、地球規模で取り組んでいかなければならない大きな問題であります。

昨年十一月に開催されました国連気候変動枠組条約第十九回締結国会議（COP十九）におきまして、温室効果ガスの排出削減の目標が見直されたところでございますが、日本政府は温室効果ガスの排出量を二〇二〇年までに二〇〇五年度比で三・八パーセント削減するという目標設定をいたしました。原子力発電に関する問題もあり、国のエネルギー政策が定まらない中、京都議定書の目標からは後退する内容となっております。そのため五條市といたしましても、奈良県市長会や近畿市長会等を通じて政府に対して地球温暖化対策の重要性を訴えており、最近では第百二十一回近畿市長会の要望議案として提出をいたしております。

今後も引き続きいろんな機会に要望をしまいたいと考えております。

また、五條市バイオマスタウン構想の実施により地球温暖化の緩和に寄与する取組につきましても、引き続き推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）政府の行動に目を離さないで、取組を強めていただきたいというふうに思います。

次、イ、災害の被害を未然に防ぐ対策がまたその次に重要だと思えますね。そのためには、大塔町災害の教訓からもその後の奄美大島やいろいろなところの災害、被害の教訓からも、どなたも認識されておりますように、危険な地域で住んでおられます住民の皆さん方には早い目

の避難誘導と、そして避難所の提供これが求められてくるわけです。そして危険な地域に住んでおられる皆さん方への早い目の避難となりますと、五條市はやはり山間部の危険なところで住んでおられる皆さん方が多いです。また、川べりで住んでおられる皆さん方も多いですからね、そういった皆さん方に、早い目に避難していただくと思ったら大変な避難場所を確保しておかないけませんわね。そしてその避難場所の中でも緊急に必要な食料、そして毛布、布団、空調設備といった人間の健康と命に必要なものは準備しておかなければならない。今、防災倉庫にはかなり備蓄していただいておりますけれども、避難所にも必要なものを備蓄していただくということもこれから必要になってくるのではないかと。

そういったことから考えますと、これは早い目の避難誘導と避難所の確保、提供はかなり五條市も学校関係の施設の建て替えとか、今度また上野で大きな総合体育館も建設しますから、避難場所としてはかなり整っていきますけれども、まだまだ取り組まなければならぬと思いますけれども、五條市の防災計画の見直し、県や国の策定の遅れの関係で遅れているということが言われておりますけれども、その点、急いで取り組まなければならないと思っておりますけれども、その点はどうか。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

先の紀伊半島大水害などによる教訓に立ち、五條市地域防災計画の見直しを行う中、市民の皆様を守ることが最重要課題といたしました少しでも早い時期に多くの方々が安全かつ素早く避難行動が行えるような実行性と具体性を兼ね備えるとともに、迅速性が確保された計画の構築を進めております。

また、災害情報とは、命を守る重要なものといった認識で、災害関連機関と連携や情報の共有の強化に努めております。

常に最悪を想定しながら、疑わしいときや迷ったときはちゅうちょせず、行動を起こし、空振りには許されるが見直しは許されないという気持ちで、有事に際し、考えられる最善の対策をとれるよう万全を期したいと考えております。

安全な避難所の案内と提供に关しましては、昨年改正されました災害対策基本法を受けて、全ての避難所と避難場所の調査・見直しを行いました。その見直した結果は間もなく明らかとなります。新たな奈良県地域防災計画との整合性を図りつつ、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と避難生活を送るための避難所を防災設備の整備、地形、地質、その他の状況を総合的に勘案し、洪水や地震などの異常な事象の種類ごとに安全性の一定の基準を満たす施設、または場所を指定避難所や指定緊急避難場所として提供してまいりたいと考えており

ます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）この際申し上げます。大谷龍雄議員の一般質問の残り時間は三十分でございます。

大谷龍雄議員の発言を許します。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁を重要視して取り組んでいただきますように、お願いしたいと思います。

次にいきます。

その次に大事なことは、災害発生後の早急な救援対策ですね。この点で五條市として目を離してはならないのは、地震に強い消防署は建てることできました。しかし消防の広域化に伴って、大きな災害で命を失いそうという状況の下で一・一九番しても、そしてまた大きな火事で命を奪われるという状況で一・一九番しても、受ける消防署がスムーズに遅れることなく受けなければいけないわけですけれども、今の消防署の受信機器の八台という数から言うたら、将来の南海トラフみたいな地震が発生した場合、こんな私素人でも、とても八台で対応できないのはもうはつきりしています。だから一番大きな災害があつて、それでも市民の皆さん、関係者の皆さん方から一・一九番されても必ず受けるという体制を今からとっておかなければならないかと思いまね、何遍も言いますように。だから四月から消防広域化がスタートしますけれども、遅れると思えますけれども、この一・一九番の受信体制を強化する、八台からいつでも三倍の二十四台に増やせるというのだったら、緊急事態が起こってから増やしていたのでは遅いわけですから、今から増やせる対策を消防広域化の中でももっとも強く要求しているように強く求めたいと思います。

そして大きな災害救援のために陸上自衛隊駐屯地を誘致しようというところぐらいの見解を今持っておるならば、現在の消防の職員ぐらいは維持したらどうですか、維持。増やせとは言いません。今の職員数ぐらい維持するように消防広域化に取り組まなアカんのちゃいますか。一方で自衛隊の駐屯地を誘致しようとしているのに、直接市民の命を守るために日夜頑張る消防職員をまだ減らそうとするのですからね。今現場の配置は関係ないんだと言っていますけれども、減らさんと余裕が出てきたら現場へ回す人数も増やしたら、大きな災害時は消防職員も無理せずに対応できるわけですね。少ない人数でやっていたらこの間の災害でも、消防職員、命大勢なくしていますよね、そうなるわけですから、自衛隊の駐屯地を誘致しようと、国民の税金たくさん要るわけですよ。そんなたくさん国民の税金が要ることをやろうとしているんですよ、現在の消防職員ぐらい減らさんとそのままいったらどうですか。そのことを消防広域化の消防で、もっともつと要求してください。

その点、何遍も同じ質問で大変やと思いますけれども、答弁いただけますか。

○議長（益田吉博） 中南消防長。

○消防長（中南仁克） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

先の十二月議会でもお答えさせていただきましたが、この通信指令システムは大規模災害時にも対応可能なシステムの構築と、一一九番通報がふくそうした場合の機器の拡張機能や、通信業務員の増員体制、さらに機器障害が発生した場合、非常時の受信システムなどを構築するものでございます。

そして先ほど議員から御指摘ございました広域化の現場職員を減らすということではなく、広域化のメリットを生かして近隣消防の素早い応援体制と、そういう形の活動となるわけでございます。そういった中で、一一九番は命をつなぐ生命線でございます。より強固に、より確実に運用できるシステムの構築をしっかりと進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 広域消防に加わらない生駒市消防本部で、二月こういう問題が起っていますわね。一つは消防本部に男性が川に転落したという救助要請があつて本署の方から北と鹿の台の二分署の計五隊に出動指令を出したけれども、指令を自動受信する、自動受信ですよ、これ、鹿の台の分署の機器のスイッチが入っておらなくて出動指令が届かなかつたと。今署長が言われたのは、緊急時には八台から二十四台に、自動的に増えるような仕組みの受信機だと思えますけれども、もう既に生駒消防は自動受信機器をもう導入していると思えますが、それでもスイッチが入ってなかつて指令が届かなかつたと、こうなっているわけですよ。現に広域消防に生駒は加わりませんわな。そこでもこんなことが起こっているわけですからね。しっかりとやってください。

次、質問移ります。

イですけども、やはり災害発生後の緊急な救援対策としては、もっといろんな関係者の協力をいただくということが求められると思います。その一つはこの間も地元の自治会、地元の消防団、そして五條市の消防署員、いろいろと災害発生後、緊急対応に頑張っていたと思いますけれども、やはり日頃から建設重機等々を扱っている一般社団法人奈良県五條建設業協会への災害時の救援の依頼も必要ではないかなというふうに思いますね。奈良県の方は奈良県の建設業協会との災害時の支援協定は結ばれているということらしいですからね、五條

市も建設業の皆さん方にはちよつと危険な業務をお願いすることになると思いますけれども、しかしブルドーザーやショベルカーといった重機の扱いは、皆さん方が日頃から仕事としてされているわけですからね。だから一応いろんな業務から考えれば、重機操作は一番慣れた団体の皆さん方ですから、そういう皆さん方に災害時の救援支援協定をお願いしてはどうかと思いますけれども、その点どうですか。

○議長（益田吉博）櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

災害が発生した場合に、市だけでは被災者の救援・救護には限界がございます。そのため全国の十三市町村からなる砂防関係市町村災害時応援協定を始めといたしまして、多くの市町村や各種団体と災害時の相互応援協定などを締結しております。

議員からの御質問でございました、一般社団法人の奈良県五條建設業協会との締結でございますが、お話にもございました県との、その上部組織であります、県の建設業協会とは十八年の三月に奈良県が災害時等における緊急時対応業務に関する基本協定を締結しております。現在もその効力は有効なものとなっております。当市にはその配下組織であります一般社団法人奈良県五條建設業協会があり、その効力は包括されているのでございます。その協定の内容につきましては、災害が発生した場合には、現地の被害状況等の情報収集、報告及び緊急対応に必要な資材の確保や緊急対応に必要な建設機械及び資材の速やかな提供となっております。

今後も更なる強化を行うよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）奈良県の建設業の皆さん方と協定ができてから、五條の建設業の皆さん方にも一応そのことは伝わっているということでありませうけれども、大塔災害とか、そのときはどうやったのかちよつとわかりませうけれども、協定書の内容によつては、もう一度協定の内容を充実するという必要があるかしれませんから、改めて五條の建設業協会への依頼は必要ではないかと思っておりますね、その取組も強めていかれるように。

既に二月十四日の大雪の除雪では、五條市内の建設業の皆さん方に依頼して雪を取り除いてもらったという、結果として事実上、協力いただいているわけですからね、更に大きな大規模災害のときにも支援もいただくという意味の改めてのお願いですね。それをやっていく必要があるのではないかと思えます。

最後、その他関係機関への支援体制の依頼、もう御存じのように、大塔町災害でも他市町村の消防団、消防署、その他いろんな皆さん方も支援をお願いしておりますし、自衛隊の皆さん方への支援もお願いして頑張っていたわけですから、私は、駐屯地誘致は見直しを指した検討と言いましたけれども、既に存在している自衛隊の皆さん方に災害時の救援をお願いすることについては、異存はないわけですからね、またしていただいたらというふうに思います。

大塔町の災害の記録を見ますと、奈良県知事から自衛隊の災害派遣要請をもらったのが九月四日の朝七時三十五分です。そして大塔支所へ到着したのは十時三十分に着いていますんや、これ、三時間で。三時間で到着しています。今度、京奈和が京都まで貫通したら、もっと早く来てもらえると思いますわね。だからこれからも大きな災害のときには、京奈和もできればもっと今よりも早く来てもらえるということにもなりますから、それは自衛隊の災害派遣の要請もこれからもしていただくということも、最後付け加えまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（益田吉博）以上で、十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

一般質問が終わりました。

次に日程第二、発議第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第二号、一般質問に対する答弁の信びよう性を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十六年三月七日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 山口耕司

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員会委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員会委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第二号、一般質問に対する答弁

の信ぴょう性を求める決議について（案）を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

一般質問に対する答弁の信ぴょう性を求める決議（案）

平成二十六年第一回三月定例会の一般質問に際し、過去に行われた一般質問に対する理事者の答弁とは全く異なる事務執行がなされていることが判明した。

議員の質問権は、市における重要な意思を決定し、行財政の運営を監視する権能を有した議員が、行財政全般について所信や施策について直接たずねることができる議員固有の権能として与えられているものである。

そのような議員の一般質問に対して行われた答弁が、事務執行段階において変更を余儀なくされるときには、事前にその説明があつてしかるべきであり、議員の質問権そのものを否定しかねない行為である。

よつて、市当局に対しては、一般質問に対する答弁の信ぴょう性と誠意を持った適正な答弁を強く求め、猛省を促すものである。以上、決議する。

平成二十六年三月七日

五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よつて本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）トイレ休憩のため、三時五分まで休憩いたします。

午後二時五十分休憩に入る

午後三時五分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので会議が成立いたします。

日程第三、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第一号、平成二十六年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。和田土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 和田剛明登壇〕

○土地開発公社事務局長（和田剛明）失礼いたします。

それでは、ただいま上程いただきました報第一号、平成二十六年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について、主な項目を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市土地開発公社事業計画、予算、資金計画書の一ページより御覧をいただきたいと存じます。

最初に、平成二十六年事業計画より説明させていただきます。

まず、一般用地取得造成事業計画でございますが、新規事業につきましては、平成二十六年の計画はございません。

次に、継続事業につきましては、今井島台工業団地の水路等の維持管理事業及び借入金支払利息として五十八万三千円を計上いたしております。

続いて、二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、公共用地取得事業計画でございますが、新規事業といたしまして、一般国道二四号五條地区歩道設置事業について計画事業費三億九千九百九十六万円を計上いたしております。

事業概要といたしましては、用地等購入費三億七千六百万円、諸費、これは事務費支払利息等でございますが、二千三百九十六万円となっております。

次に継続事業でございますが、一の二見公共用地から三ページの十、一般国道二四号五條地区歩道設置事業、四工区の一までの十の事業用地について計画事業費九百六十三万四千円を計上いたしております。

事業概要といたしましては、それぞれ借入金支払利息及び草刈等の管理経費となっております。

事業計画については以上でございます。

続いて、平成二十六年年度予算を御説明申し上げます。

恐れ入りますが四ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、第二条の収益的収入及び支出の予算額についてでございますが、収入の部、第一款土地開発事業収益といたしまして、二億一千四百四十万九千円を計上いたしております。

次に、収入の部における内訳でございますが、第一項では事業収益として、野原新町公共用地及び国道二四号五條地区歩道設置事業用地の事業用地売却に伴う収益、二億一千三百万円を計上いたしております。

次に、第二項では、事業外収益としてJR五条駅前駐車場運営及び公社所有土地貸付等に伴う収益、百三十万九千円を計上いたしております。

続きまして、支出の部でございますが、第一款、土地開発事業費用といたしまして、二億一千七百七十八万三千円を計上いたしております。

次に、支出の部における内訳でございますが、第一項では事業費用として野原新町公共用地及び国道二四号五條地区歩道設置事業用地の事業用地売却原価二億一千三十八万二千円を計上いたしております。

次に、第二項では事業外費用としてJR五条駅前駐車場管理経費ほか、九十万一千円、さらに第三項では予備費として五十万円をそれぞれ計上いたしております。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたく存じます。

次に、第三条の資本的収入及び支出の予算額についてでございますが、収入の部、第一款資本的収入といたしまして、四億八千三百二万一千円を計上しております。

次に、収入の部における内訳でございますが、第一項では国道二四号五條地区歩道設置事業の事業用地先行取得に伴う金融機関からの借入金四億八千二百二十六万六千円を計上しております。

次に、第二項では、市からの利子補給金七十五万五千円を計上しております。

次に、支出の部でございますが、第一款資本的支出といたしまして、六億二千百十八万六千円を計上しております。

次に、支出の部における内訳でございますが、第一項では用地取得造成事業費として四億一千八十万円を計上いたしております。当該項の細目を申し上げますと国道二四号五條地区歩道設置事業の事業用地先行取得に係る経費として三億七千六百万円、各事業用地の草刈等維持管理経費及びその他事務費として一千百七十九万三千円、市への人件費負担金として六百九十三万六千円、市基金並びに金融機関に対する支払利息として一千五百四十五万一千円となっております。

次に、第二項では、借入金償還金として、市基金及び借入金金融機関への償還金、二億一千万六千円を計上しております。

予算については以上でございます。

続きまして、平成二十六年年度資金計画を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページを御覧いただきたく存じます。

初めに、一の受入資金でございますが、先ほどから御説明を申し上げます、一の事業収益から四の利子補給金に五の前年度繰越金一千九百万五千円を加えまして、合計で七億一千六百四十三万五千円となっております。

次に、二の支払資金でございますが、一の事業費用から五の借入金償還金に六の未払金八千三百三十九万九千円を加えまして、合計で七億七百二十二万一千円となっております、差引きで九百二十一万四千円の黒字収支を見込んでおります。

七ページ以降の予定貸借対照表及び損益計算書等については説明を省略させていただきますので、後刻御清覧いただきますようお願いを申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第一号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第四、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第二号、平成二十六年一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。森本財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔財団法人大塔ふる里センター常務理事 森本敏弘登壇〕

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（森本敏弘）ただいま上程いただきました報第二号、平成二十六年一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算について、地方自治法第二百四十三条の三、第二項の規定により御報告申し上げます。

まず初めに、平成二十六年収支予算について御説明申し上げます。

別冊の平成二十六年事業計画収支予算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページ及び三ページをお開き願います。

平成二十六年における一般財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支予算でございますが、平成二十六年予算の事業収入として一億五千七十九万円を見込んでおります。前年度と比較して一千六十九万円の減となっております。

事業収入予算の設定につきましては、営業の見込めるふれあい交流館・ロジ星のくに・道の駅・大塔郷土館・福祉事業・大塔水車施設の予算額として計上させていただきました。

その他の収入につきましては、委託金収入として四千二百二十万円で前年度と比較して、二百五十万円の増となっております。次に、各事業別に説明させていただきます。

四ページをお開き願います。

ふれあい交流館につきましては、職員三名とパート数名で運営いたしております。委託金収入としては二千二百七十万円を計上させていただき、当期収入支出とも五千二百五十万円を見込んでおります。

次に、五ページを御覧ください。

ロジックのくにつきましたは、職員四名とパート数名で運営いたしております。委託金収入としては三百九十万円を計上させていただき、当期収入支出とも、四百十万円を見込んでおります。

次に、六ページをお開き願います。

道の駅につきましては、職員二名とパート一名で運営いたしております。委託金収入としては二百万円を計上させていただき、当期収入支出とも三千四百五十万円を見込んでおります。

次に、七ページを御覧願います。

大塔郷土館につきましては、パート数名で運営いたしております。委託金収入として三百七十万円を計上させていただき、当期収入支出とも八百二十五万円を見込んでおります。

次に、八ページを御覧願います。

福祉事業につきましては、職員一名とパート数名で運営いたしております。当期収入支出とも五百万円を見込んでおります。次に、九ページを御覧ください。

大塔水車小屋施設につきましては、当期収入支出とも十二万円を見込んでおります。最後に、十ページをお開き願います。

一般管理費につきましては、事務局費であります。人件費一名分と事業運営費等となっております。委託金収入として八百九十万円を計上させていただき、当期収入支出とも九百三十二万円を見込んでおります。

なお、一ページにつきましては、平成二十六年年度の事業計画をあげておりますので、御清覧願いたいと存じます。以上で二十六年年度の事業計画及び収支予算につきましてはの説明を終わらせていただきます。

今後におきましても、各施設の営業の見直しによる経費の削減、福祉事業及び生活支援サービスの充実、土産物等の開発や宣伝に努め、職

員一人一人が努力し、観光事業及び地域振興事業等の促進に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）大塔の水車ございますね。予算十二万ですけれども、あの水車は一年間を通じて川の水の力で回していると思えますけれども、一年間回しているのかどうか。回せているのであれば、水車の力を利用して水力発電施設を付けてみたら支所の一部の電気代くらいはあがるのではないかと思いますけれども、水車には発電施設が付いているのかどうか。付いていないのであれば、一遍検討される必要があるのではないかと思いますけれども、どうですか。

○議長（益田吉博）森本財団法人大塔ふるさとセンター常務理事。

○財団法人大塔ふるさとセンター常務理事（森本敏弘）十二番大谷議員の質問にお答え申し上げます。

水車につきましては、一日中回っておるというのではなしに、米などいろんなものをついたりという形で短期的にしておりますので、量的にはほとんどございませんので、水力発電というのは非常に厳しい状況にあると、このように思います。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）指定管理料が前年度より上がっておりますけれども、その中でロッジ星のくにの宿泊事業収入が三百万増になり、予算案を組み、そしてまた道の駅では売店事業収入八百二十万減という、こういった、どうしてそばの施設なのにこう違いがあるのか、御説明していただけますか。

○議長（益田吉博）森本財団法人大塔ふるさとセンター常務理事。

○財団法人大塔ふるさとセンター常務理事（森本敏弘）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず宿泊事業の収入でございます。この三百万円につきましては、災害以前から二十三年に少し減ったわけですが、徐々に徐々に回復しているという状況でございますので、約一割程度のアップということで、三百万ほど上乗せをさせていただいております。

それと売店の事業収入でございます。これにつきましては、交流館、星のくにと道の駅、三箇所いろいろな形で販売をさせていただいております。交流館につきましては、少しアップということで予定しております。またロッジ星のくにについてもほぼ同じような形かなと、ただ

道の駅が非常に下がっておると、この一つの原因は駐車場の問題もあるかなと考えております。駐車場が以前は道の駅の駐車場だけではなしに、大塔郷土館も駐車場として利用しておりました。ところが今仮設住宅が建っておるといふこともありまして、なかなか駐車場が使えないというような状況もございます。また道の駅の実績等も考慮させていただきまして、少し減額という形で予算計上させていただいております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）八百二十万の売店の売上げの減というのは大変大きいかと思うのです。当然のことながらあそこは階段で上がっていかなければなりませんし、バリアフリーではございません。そういった意味からしっかりと集客ができるような看板、そして案内をしていかなければならないと思います。

このふるさとセンターの今の理事長はどなたになっておられますか。

私も議員になった当初にロτζジ星のくくに宿泊をし、どんなものか体験させていただきましたけれども、理事としてどんな訪問、また調査をしていただいたか、教えていただけますか。

○議長（益田吉博）青山理事。

○理事（青山智博）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

私が就任いたしましたして、まずロτζジ星のくくに、また財団の関係施設を回らせていただきました。また年末に施設に行きまして、各施設の部屋、宿泊場所、お風呂関係も見せていただきました。以上です。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）実際に泊ったことはございますか。

○議長（益田吉博）青山理事。

○理事（青山智博）宿泊はしたことはございません。以上です。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ふれあい交流館で食事されたことはございますか。

○議長（益田吉博）青山理事。

○理事（青山智博）昼食等をとったことはございます。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ありがとうございます。

行った方はよくわかると思うのです。どういう接客態度であるか、そしてまた食べた料理の味、温度等わかるところです。その中で、職員が客に接する態度等、また料理の味にしても何ら工夫が、向上性が見受けられないように、私は思います。

あその売りでありますイノシシラーメンですか、それも昼食として食べさせていただいたことが何度かあります。普通ラーメンというたら熱くてすぐに食べられないですね。ところがあそこはすうっと食べられるですね。持って来てすぐからね。そういうことを職員に申し上げますと、いやうちはこれでいいんやというような回答しか返ってきません。そういった職員に対しての、再度きちっとした教育が必要ではないかなと私は思う次第でございますけれども、理事はどうお考えですか。

○議長（益田吉博）青山理事。

○理事（青山智博）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、接客業でございますので、絶えずそういうお出しする内容、またはどういう形でお出しするかということ日々考えて、お客様に喜んで利用していただけるようにする必要があると思っておりますので、今後その点についても十分配慮していきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それと併せまして、プラネタリウム、星のくの一連の施設、そしてふれあい交流館は若干バリアフリーはできておりますけれども、特に星のくにはバリアフリーになっておりませんので、しっかりその辺も集客するのであれば、今後ともまた発展させていこうと思うのであれば、道の駅も含めて大々的な改修工事が必要であると申し上げまして、質問を終わります。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

以上で報第二号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第五、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第三号、専決処分の報告について（調停）

○議長（益田吉博）報告を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程いただきました報第三号、専決処分の報告について（調停）について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの報告は、住宅使用料等の未払いに対する調停申立てを裁判所に起こしたもので、結果を地方自治法百八十条第一項の規定に基づきまして、次のおり専決処分をいたしましたので、同条第二項の規定により御報告させていただきます。でございます。

恐れ入りますが、議案書の三ページをお開き願いたいと存じます。

去る第二回六月議会におきまして御報告させていただきました八件の調停申立てのうち、民事調停委員立会いの下、話し合いを行った結果、支払い方法等、第三回九月議会及び第四回十二月議会におきまして御報告させていただきました六件に引き続き、一件の調停申立てについて合意に至ったものでございます。

合意事項の概要につきましては、賃貸借契約の解除明渡し平成二十五年十一月十八日に明渡し済の上、未払い賃料を分割し毎月定額を支払うものとし、相手方が当月賃料及び未払賃料の支払いを三回分以上、若しくはそれに相当する額を怠ったときは、残額を即時に支払うというものであります。

なお、調停の合意内容の詳細につきましては、誠に恐縮とは存じますが、議案書の五ページから七ページを御清覧願いたいと存じます。

以上で報第三号、専決処分の報告について（調停）の御説明を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第三号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第六、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二号、五條市地域の元氣臨時交付金基金条例の制定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第二号、五條市地域の元氣臨時交付金基金条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の八ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、国から本市に交付される地域の元氣臨時交付金を原資といたしまして、新たに基金を造成し、もって平成二十六年度における当該交付金対象事業の財源として活用するため、本条例を制定するものでございます。

次に、地域の元氣臨時交付金の概要について御説明申し上げます。

当該交付金は、平成二十四年度における政府の緊急経済対策によって追加されました公共投資に伴う地方の財政負担に配慮し、国の平成二十四年度補正予算（第一号）に係る公共事業等の地方負担額を基礎とした上、国庫における予算の範囲内において、地方自治体に交付されたものでございまして、国が要綱等で定めた交付対象に該当する事業のうち、別途市町村が作成する実施計画に基づく事業に充当することが可能となっております。制度上、平成二十六年年度充当分については、新たに基金を造成し、一時的に積立てを行った上で地方単独事業に充当するものとなっております。

なお、本市に対する当該交付額は、一億一千九百九十四万九千円となっております。このうち三千八百二十万円を平成二十五年度までの事業に充当し、残額の八千七百七十四万九千円につきましては、本案並びに補正予算案を御議決賜ったのち、当該基金に積立てを行うものでございまして、取崩しにつきましては、平成二十六年年度当初予算（案）に繰入金として計上いたしております。

恐れ入りますが、議案書の九ページから十ページを御覧いただきたいと存じます。

続きまして、条例本則中の制定内容について御説明を申し上げます。

まず、第一条は設置規定でございます。本市における当該交付金対象事業の財源に充てるため、基金を設置することを規定いたします。

次に、第二条においては、基金の額を予算で定める額とすることを、また第三条においては、基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法で保管することを規定しております。

さらに、第四条では、基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上して基金に編入することを、第五条では、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを、第六条及び第七条では、基金の処分及び保険事故時の相殺について、規定しております。

なお、第八条では、この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し、必要な事項は市長が別途定めることを規定しております。本則については、以上でございます。

次に、附則の内容でございますが、第一項では、本条例の施行は公布の日からといたしまして、第二項では、当該交付金は、制度上、平成二十六年までに取り崩すこととされていることから、平成二十七年三月三十一日をもって、その効力を失うことを規定しております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第七、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六号、五條市小規模改良住宅条例の制定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程いただきました議第六号、五條市小規模改良住宅条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市大塔町におきまして、小規模住宅地区改良事業によります小規模改良住宅の建設に当たり、これらの設置及び管理に關し必要な事項を定めるため本条例を制定するものであります。

条項の内容につきまして、要点のみ説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十二ページから二十七ページを御覧願いたいと存じます。

制定する項目として、第一条は、小規模改良住宅の設置及び管理に關し、小規模住宅地区等改良事業制度要綱及び改良住宅等管理要領に定めるもののほか、必要な事項を定めております。

第二条は、この条例で用いる用語の意義を定めております。

第三条は、小規模改良住宅の設置につきまして、名称、位置、戸数、構造について定めたもので、大塔町宇井地区に新宇井住宅として木造平屋建て二戸、大塔町阪本地区に新天辻住宅として木造二階建て四戸となっております。

第四条は、小規模改良住宅に入居することができる資格について定めるとともに、空き家になった場合の応募資格及び選考等について定めております。

第五条は、入居申込み及び入居決定者への通知について定めております。

第六条は、入居決定後の入居手続について定めております。

第七条は、小規模改良住宅の毎月の家賃の額について定めております。

第八条は、家賃の額及び家賃の減免及び徴収の猶予について定めております。

第九条は、家賃の徴収等について定めております。

第十条は、入居者の収入状況の報告の請求及び職員の調査権限について定めております。

第十一条は、収入超過者に対する家賃について定めております。

第十二条は、小規模改良住宅の譲渡処分について定めております。

第十三条は、市営住宅条例からの準用及び読替えについて定めております。

第十四条は、この条例の施行に關して必要な事項は、別に規則で定めることとしております。

附則につきましては、平成二十六年四月一日から施行することとしております。

以上で議第六号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第八、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第八号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。樫内市長公室長。

〔市長公室長 樫内成吉登壇〕

○市長公室長（樫内成吉）ただいま上程されました議第八号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十一ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、国家公務員の給与の改定が実施されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、お手元の議案書の三十二ページを御覧願います。

まず、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正における条例第一条におきましては、五十五歳を超える職員の昇給について昇給を停止するものであります。ただし、その者の勤務成績が極めて良好である場合、又は特に良好である場合に限り行うことができるとしております。次に第二条におきましては、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。平成十八年四月から実施しております給与構造改革による給与水準引下げに伴う経過措置の支給、いわゆる現給保障の支給を平成二十六年三月三十一日限りで廃止するものであります。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するとし、第一条の規定については平成二十六年四月一日から施行するとしております。

以上で議第八号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第九、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第九号、五條市税条例等の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第九号、五條市税条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十三ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、市税及び保険料における督促手数料を改正するものでございます。

改正の理由といたしましては、督促手数料の適正化を図るとともに、納税者等の市税及び保険料の納期内納付に対する意識の高揚及び納期内納税者との公平性を図るため改正を行うものでございます。

督促手数料の金額につきましては、督促状の発送に係る郵送料、印刷費用及び電算処理費用などの経費を積算し算定いたしましたものでございます。

次に、議案書の三十四ページを御覧いただきたく存じます。

初めに、第一条におきましては、五條市税条例の一部を、第二条におきましては、五條市介護保険条例の一部を、第三条におきましては、五條市後期高齢者医療に関する条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

改正内容につきましては、現行「五十円」の督促手数料を「百円」に改め、やむを得ない理由があるときはこれを徴収しない、又は減免することができる旨の規定を設けたものでございます。

次に、附則の内容でございますが、第一項では、本条例の施行期日を平成二十七年四月一日からと規定いたしております。第二項では、本条例の経過措置を規定いたしましたものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十号、高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。町口教育部長。

〔教育部長 町口正治登壇〕

○教育部長（町口正治）ただいま上程いただきました議第十号、高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十六ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、平成二十二年四月一日から公立高校授業料無償化制が実施されてまいりましたが、このたび、国立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が改正されまして、保護者の市民税所得割額が三十四万四千二百円以上の生徒から授業料を徴収することになったため本条例を改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書三十七ページを御覧いただきたいと存じます。

附則第三項を削り、附則第四項を第三項に改めるとしております。

附則第三項につきましては、授業料の無償化について定めており、それを削除し、附則として施行期日と経過措置を設け、この条例は平成二十六年四月一日から施行し、経過措置として、この条例の施行日前から引き続き高等学校分校に在籍する者に係る施行日以後の高等学校分校に係る授業料は不徴収とすると定めておりますので、新二年生以上の生徒につきましては、授業料は不徴収となります。

なお、保護者の市民税所得割が三十四万四千二百円未満の生徒につきましては、国立高等学校就学支援金の支給に関する法律に基づき、国から高等学校就学支援金が支給されますので、授業料は無償となります。

以上で議第十号、高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正につきましての提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）国の方の施策で無償化が有償化になるということでございます。その中で所得制限が三十四万四千二百円ですか、というお話がございましたけれども、年俸に換えて教えていただけますか。

○議長（益田吉博）町口教育部長。

○教育部長（町口正治）自席から失礼させていただきます。

所得割三十万四千二百円を所得に直すとどれくらいになるかという質問でございますが、いろんな家族構成がありますので一概には申せませんが、例えば家族四人、夫婦二人と子供二人の世帯、夫、妻いずれかが働いている、こういう世帯の場合は年収が九百十万円で市民税の所得割額が三十万四千二百円となります。

以上でございます。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十一、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十一号、五條市社会教育委員に関する条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。町口教育部長。

〔教育部長 町口正治登壇〕

○教育部長（町口正治）ただいま上程いただきました議第十一号、五條市社会教育委員に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説

明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書、三十八ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準を規定する必要があるため本条例を改正するものであります。

議案書三十九ページを御覧願います。

条例の一部を改正する内容につきましては、五條市社会教育委員に関する条例、第二条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に第二項、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、五條市教育委員会が委嘱する」を加え、社会教育委員の委嘱基準を規定したものであります。

なお、この条例は平成二十六年四月一日から施行するものでございます。

以上、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）現在の条例と比較してどういうふうになるのですか。

○議長（益田吉博）町口教育部長。

○教育部長（町口正治）今回の改正は社会教育委員の委嘱基準を規定したものでありまして、変わるところにつきましては、改正前は委員の定数は二十人以内としてその任期は二年とするということだけだったのですが、その項の次に委員は学校教育及び社会教育の関係者、そして家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から五條市教育委員会が委嘱すると、このように委員さんの対象者を明確にさせていたと、このようになっていく次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十二、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十二号、五條市都市計画審議会条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程いただきました議第十二号、五條市都市計画審議会条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十ページを御覧いただきたいと存じます。

このほどの改正内容につきましては、本年四月一日付けで実施されます機構改革に伴い、本条例第九条中「都市計画課」を「まちづくり推進課」に変更するものでございます。

施行日につきましては、平成二十六年四月一日となっております。

以上で議第十二号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）反対するものでもありませんけれども、機構改革で都市計画課からまちづくり推進課に改めるといふことなんですけれども、

名前ばかり変えるのではなしに、意識改革もやっていただきたいと思ひます。

答弁は結構でございます。

○議長（益田吉博） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第十三、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第十三号、五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。中南消防長。

〔消防長 中南仁克登壇〕

○消防長（中南仁克） ただいま上程いただきました議第十三号、五條市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、本年四月一日から施行されることに伴い、本条例の改正が必要であることから、地方自治法第九十六条第一項の規定により議決を求めるところでございます。

恐れ入りますが、議案書四十三ページを御覧いただきたく存じます。

第九条の二中、第五条第十二項を、第五条第十一項に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を定めたものでございます。

以上で議第十三号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定めるということですが、損害ですから、けが、その他の損害を受けたときの補償だと思いますけれども、基準は良くなったのか、今までよりも低下したのか、その内容を明らかにしていただけますか。

○議長（益田吉博）中南消防長。

○消防長（中南仁克）この政令の消防団員の補償に係る基準につきましては、従来どおりでございます。法の改正に伴う項ずれが生じたものでございます。

以上でございます。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十四、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十四号、平成二十五年五條市一般会計補正予算（第六号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。竹田総務部長。

〔総務部長 竹田和彦登壇〕

○総務部長（竹田和彦）ただいま上程いただきました議第十四号、平成二十五年五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十五年五條市一般会計補正予算書（第六号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び債務負担行為、地方債の補正並びに繰越明許費の設定でございます。歳入歳出予算につきましては、二十一億八千六百万三千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入歳出共に二百十八億九千二百八十八万八千円となるでございます。

なお、本予算案は二十一億円を超える規模となっておりますが、「国の好循環実現のための経済対策」を活用した事業の実施並びに基金への積立てに伴う予算の計上等がその主な理由となっております。

続きまして、六ページから七ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、第二表繰越明許費について御説明申し上げます。

当該繰越明許費につきましては、ただいま申し上げました「国の好循環実現のための経済対策」を活用した事業などを予算化したため、設定を行う件数及び規模が大きなものとなっております。

なお、本表につきましては、規模の大きなものについてのみ御説明させていただきますと存じますので、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

初めに、四款衛生費、一項保健衛生費、南和広域医療組合負担金の三億五千六百八十七万二千円でございますが、救急病院等の整備事業計画が平成二十九年年度まで延期されるなど、事業計画に変更があったことから、本年度の同組合に対する負担金を翌年度へ繰り越すものがございます。

なお、本年度負担金分における事業の完了につきましては、平成二十七年三月末を予定いたしております。

次に、同款二項清掃費、し尿処理施設建設事業の五億九百九十万円でございますが、事業の進捗状況等により、本年度の出来高率に変更が生じたため、翌年度に繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十七年三月末を予定いたしております。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、道路改良事業の一億四百四十五万四千円でございますが、一部事業については、今般の経済対策に伴う国の補正予算を活用して事業を実施するため、また、その他の事業につきましては、台風十八号災害への対応を始め、事業実施に伴う地元調整等に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

また、このうち、交通安全対策施設整備につきましては、国の経済対策に伴い、平成二十五年度の国庫による補助を受けて実施するため、今般の補正予算案に計上いたしております。

なお、事業の完了につきましては、いずれも平成二十七年三月末を予定いたしております。

次に、同款四項都市計画費の（仮称）五條総合体育館建設事業の十五億五十二万八千円でございますが、今般の経済対策に伴う国の補正予算を活用して事業を実施するため年度内の完了が見込めないことなどから、翌年度へ繰り越すものでございます。

また、当該事業は、平成二十五年度の国庫による補助を受けて実施するため、今般の補正予算に計上いたしております。

なお、事業の完了につきましては、平成二十七年三月末を予定いたしております。

次に、同款五項住宅費の小規模住宅地区改良事業の一億一千五百八十四万円でございますが、事業実施に伴う地元調整等に不測の日数を要したため年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十六年十一月末を予定いたしております。

次に、九款教育費、三項小学校費、五條小学校プール改築事業の一億三千九百三十六万三千円でございますが、今般の経済対策に伴う国の補正予算を活用して事業を実施するため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

また、当該事業は、平成二十五年度の国庫による補助を受けて実施するため、今般の補正予算に計上いたしております。

なお、事業の完了につきましては、平成二十七年三月末を予定いたしております。

次に、十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費の道路災害復旧事業の二億三千十八万四千円でございますが、事業実施に伴う地元調

整並びに官民境界の確定等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十七年三月末を予定いたしております。

繰越明許費については、以上でございます。

続きまして、歳出の主な項目につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十七ページから十八ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費の一億三千四百三十三万三千円の追加でございますが、人事異動等による職員給与費並びに退職手当の追加でございます。

また、他の費目に計上いたしておりますが、給料、職員手当等、共済費の職員給与費の補正につきましても、人事異動等により、現計予算に過不足が生じた関係から、同様に追加もしくは減額を行うものでございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、同項十八目基金費、二十五節積立金の二億九千二百七十四万三千元でございますが、後年度における財政出動に備えるため、財政調整基金を始め、九基金に積立てを行うものでございまして、財政調整基金に一億円、同じく、退職手当基金に一億円、さらに今般、新たに条例案を御提案いたしております地域元気臨時交付金基金に八千七百七十四万九千円などを積み立てるため、当該所要額を計上いたしております。

続きまして、二十ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、二十三節償還金利子及び割引料の七百四十一万二千元でございますが、平成二十四年度における障害者自立支援特別対策事業県補助金並びに障害者自立支援給付費等国庫負担金が確定したことを受け、受入済みの当該補助金及び負担金の一部について、県及び国庫へ返還する必要が生じたため、当該所要額を計上いたしております。

次に、同項十目老人憩の家費、十三節委託料の八万八千元でございますが、電気料金の値上げに伴い、指定管理料の追加を行うため、当該所要額を計上いたしております。

続きまして、二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同項十三目介護保険推進費、二十八節繰出金の百三十一万八千円でございますが、介護保険特別会計繰出金の追加でございますが、介護保険電算システムの改修に伴い、一般会計より繰出しを行うため、当該所要額を計上いたしております。

次に、同款二項児童福祉費、一目児童福祉総務費、十三節委託料の二百四十三万円でございますが、繰越明許費で御説明を申し上げますとおり、子ども・子育て支援法施行に伴うシステム構築業務を委託するため、当該所要額を計上いたしております。

なお、当該委託事業に係る経費の全額を県補助金として見込んでおります。続きまして、二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同款三項生活保護費、二目扶助費、二十節扶助費の三千万円の減額でございますが、今後の見込み等により、生活保護費に係る医療費等の支出について、既定の予算に不用が生じることから、その一部を減額するものでございます。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、一目保健衛生総務費、十九節負担金補助及び交付金の八百二十二万三千円の減額でございますが、南和広域医療組合への負担金を減額するものでございまして、同組合による新救急病院等の建設計画見直しによるものでございます。

続きまして、二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、六款商工費、一項商工費、三目観光費、十三節委託料の百四十五万八千円でございますが、電気料金の値上げに伴い、指定管理料の追加を行うため、当該所要額を計上いたしております。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十三節委託料の二千七百万円でございますが、国による補正予算を活用して、道路ストック点検委託料を予算化するものでございまして、トンネル九箇所を始め、法面及び盛土擁壁、道路附属物などの点検業務を委託するため、当該所要額を計上いたしております。

なお、当該委託料に係る経費のうち、一千六百万円を国庫支出金として見込んでおります。続きまして、二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同項三目道路新設改良費、十五節工事請負費の六百三十万円でございますが、同じく、国による補正予算を活用して、交通安全対策施設整備事業を予算化するものでございまして、市内一円における通学路の安全対策に係る工事を実施するため所要の経費を計上いたしております。

なお、当該委託料に係る経費のうち、三百七十八万円を国庫支出金として見込んでおります。

次に、同項四目橋梁維持費、十三節委託料の九百万円でございますが、同じく、国による補正予算を活用して橋梁点検委託料を予算化するものでございまして、JR和歌山線と交差する三橋りょうについての点検業務を実施するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該委託料に係る経費のうち、五百四十万円を国庫支出金として見込んでおります。

次に、同款四項都市計画費、五目都市公園建設事業費、十五節工事請負費の十五億円でございしますが、国による補正予算を活用して、(仮称)五條総合体育館建設工事費を予算化するものでございまして、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該事業に係る経費のうち、七億五千万円を国庫支出金として見込んでおります。
続きまして、二十七ページを御覧いただきます。

次に、九款教育費、三項小学校費、一目学校管理費、十一節需用費の十七万八千円から十五節工事請負費の一億二千九百八十万円までの合計一億三千九百三十六万円でございますが、国による補正予算を活用して五條小学校プール改築事業費を予算化するものでございまして、プール本体及び過設備等付帯施設の改築に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該事業に係る経費のうち、二千五百六十四万六千円を国庫支出金として見込んでおります。
続きまして、二十八ページを御覧いただきます。

次に、同款四項中学校費、一目学校管理費、十一節需用費の三万七千円及び十五節工事請負費の一千二百二十一万円でございますが、国による補正予算を活用して、文部科学省の指導に伴う西吉野小中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業を予算化するものでございまして、天井材の撤去等に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該事業に係る経費のうち、三百七十七万三千円を国庫支出金として見込んでおります。
続きまして、二十九ページを御覧いただきます。

次に、十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、一目林業施設災害復旧費、十五節工事請負費の二千九十五万円でございしますが、台風十八号災害による林道災害復旧工事費を予算化するものでございまして、西吉野地内の林道三路線についての復旧工事費に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該事業に係る経費のうち、一千四百二十六万七千円を県補助金として見込んでおります。
続きまして、三十ページを御覧いただきます。

次に、十一款公債費、一項公債費、一目元金、二十三節償還金利子及び割引料の六千二百二十八万円でございしますが、地方債の繰上償還による経費を予算化するものでございまして、財政の健全化と将来負担の軽減等を図るため、平成十五年借入の義務教育施設整備事業債等の繰上

償還に係る所要の経費を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十二ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十款地方交付税におきまして六千九百七万六千円を、十四款国庫支出金において八億九千七百七十九万八千円、十五款県支出金において二千七十七万八千円、十七款繰入金において三十七万七千円、十八款繰越金において二億八千九百四十一万四千円、二十款市債において八億九千六十万円、二十一款寄附金において九百七十六万円をそれぞれ追加いたしました。歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十五、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十五号、平成二十五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。山本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 山本邦美登壇〕

○すこやか市民部長（山本邦美）ただいま上程いただきました議第十五号、平成二十五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたく存じます。まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ六千八百六十六万円を追加して、歳入歳出の予算総額を四十七億三千九百六十六万円とするものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

五ページを御覧いただきたく存じます。

一款総務費、三項運営協議会費、一目運営協議会費、一節報酬一万二千円につきましては、国民健康保険運営協議会委員のうち公益を代表する委員で、昨年の市議会議員選挙により市議会議員でなくなった方の任期満了までの報酬を支払うための増額でございます。

次に、七款共同事業拠出金、一項共同事業拠出金、一目高額医療費共同事業拠出金、十九節負担金補助及び交付金三百七十二万二千円の減額及び同項二目保険財政共同安定化事業拠出金、十九節負担金補助及び交付金七百十三万円につきましては、当初の概算額から確定額が決定したため、その不用額及び不足額を補正し、国民健康保険団体連合会に支出するものでございます。

次に、十款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目国庫負担金返還金、二十三節償還金利子及び割引料六千五百二十四万円につきましては、平成二十四年度療養給付費等負担金の国庫支出金が確定したことにより、国に対し超過交付分を返還するものでございます。

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入ります、四ページを御覧いただきたく存じます。

十款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節繰越金六千八百六十六万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十六、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十六号、平成二十五年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。中永水道局長。

〔水道局長 中永 充登壇〕

○水道局長（中永 充）ただいま上程いただきました議第十六号、平成二十五年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入ります、別冊の簡易水道特別会計補正予算書の一ページを御覧願います。

今回の補正予算は、現在の予算額のうち、一部を翌年度に繰り越して執行する繰越明許費でございます。

二ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表繰越明許費について御説明申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費のうち宇井地区簡易水道施設災害復旧事業三千九百九十七万五千円、組合管理施設災害復旧費補助金百七十五万円、宇井地区水道未普及地域解消事業一億七千二百七十三万円を翌年度に繰越ししようとするものでございます。

これらにつきましては、十二月に工事着手の予定をしておりましたが、工事入札が不成立となり再度入札を実施することとなった等理由により、年度内に完了することが困難となったものでございます。

なお、全てのしゅん工予定は平成二十六年七月末となる見込みでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十七、議第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十七号、平成二十五年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。新井都市整備部長。

〔都市整備部長 新井健夫登壇〕

○都市整備部長（新井健夫）ただいま上程いただきました議第十七号、平成二十五年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の補正予算書一ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、翌年度に繰越して使用する繰越明許費の設定についてでございます。

次に、二ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表繰越明許費、一款下水道費、一項下水道費で下水道維持事業八十五万円及び流域関連公共下水道事業四千九百十五万円を繰越すものでございます。

事業箇所につきましては、新町三丁目ほか二箇所での公共下水道新設工事と、それに伴う水道管移設補償及び下水道長寿命化計画策定業務委託でございます。

また、これらの財源につきましては、社会資本整備総合交付金、下水道事業債及び一般財源でございます。

主な理由といたしましては、国土交通省奈良国道事務所等、関係機関との協議及び地元との調整に不測の日数を要したためであります。

なお、工事のしゅん工予定につきましては、平成二十六年八月末を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十八、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十八号、平成二十五年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第十八号、平成二十五年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十五年度五條市墓地事業特別会計補正予算書（第一号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、翌年度に繰越して使用する繰越明許費の設定についてでございます。

次の二ページ、第一表、第一款一項墓地事業費で、一般財源による墓地候補地評価業務委託費の百九万円を繰り越すものでございます。

業務委託費につきましては、墓地候補地の選定に不測の日数を要し、墓地候補地の評価に至らないためであります。

またこれらの財源につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

なお、調査業務につきましては、平成二十七年三月末を予定し、それまでの早期完了を目指すものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）墓地の候補地ということですが、候補地は探しておるのですか。探す気はあるのですか。ちょっとその辺、答弁願います。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。
探す気はございます。

以上でございます。

○議長（益田吉博） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博） 次に日程第十九、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第十九号、平成二十五年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） ただいま上程いただきました議第十九号、平成二十五年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十五年度五條市介護保険特別会計補正予算書（第二号）を御覧いただきたいと存じます。
まず、一ページにつきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ二百四十八千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を三十六億一千五百八十二万八千円とするものでございます。

それでは、四ページの歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十三節委託料二百四十八千円につきましては、本年四月から消費税率が八パーセントに変更されるに伴い、介護保険介護サービス料等の改定に対応するため、電算システムを改修する必要が生じ追加するものでございます。

次に、四ページ上段の歳入につきまして、御説明を申し上げます。

三款国庫支出金七十三万円及び七款繰入金百三十一万八千円をそれぞれ追加いたしました。歳入歳出の均衡を図ったものでございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

トイレ休憩のために四時五十五分まで休憩いたします。

午後四時三十八分休憩に入る

午後四時五十四分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので会議が成立いたします。

日程第二十、議第二十号から議第二十九号までの十議案一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二十号、平成二十六年五條市一般会計予算議定について。

議第二十一号、平成二十六年五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十二号、平成二十六年五條市簡易水道特別会計予算議定について。

議第二十三号、平成二十六年五條市下水道事業特別会計予算議定について。

議第二十四号、平成二十六年五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第二十五号、平成二十六年五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第二十六号、平成二十六年五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第二十七号、平成二十六年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第二十八号、平成二十六年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第二十九号、平成二十六年五條市水道事業会計予算議定について。

（「九番」の声あり）

○議長（益田吉博）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ただいま上程になりました議第二十号から議第二十九号までの十議案につきましては、去る三日の開会日において市長から提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも平成二十六年五條市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するため、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七人とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（益田吉博）お諮りいたします。ただいま山口耕司議員から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名いたします。

三番牧野雅一議員、四番宗部康寛議員、六番窪 佳秀議員、七番岩本 孝議員、八番福塚 実議員、九番山口耕司議員、十番吉田雅範議員、以上七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程等について御協議をいただきたいと思いますので、各位には本日散会后、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（益田吉博）次に日程第二十一、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三号、五條市学校適正化検討委員会条例の制定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。町口教育部長。

〔教育部長 町口正治登壇〕

○教育部長（町口正治）ただいま上程いただきました議第三号、五條市学校適正化検討委員会条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十一ページを御覧願います。

この条例の制定理由につきましては、近年の少子化によりまして、五條市においても児童・生徒数が減少している中、子供たちに良好な教育環境を提供するため、また、教育効果を最大限高めるため、小・中学校の教育内容並びに学校規模及び配置、通学区域等の適正化について検討していただく五條市学校適正化検討委員会を設置するため、本条例を制定するものでございます。

恐れ入りますが、議案書十二ページ、十三ページを御覧いただきたいと存じます。

条例の内容といたしましては、第一条では委員会の設置目的を、第二条では、所掌事項を定めております。

第三条では、委員会の組織について委員は二十名以内と定めております。

第四条では、委員の任期は二年と定めております。

第五条では、委員長及び副委員長について定めております。

第六条では、会議について、第七条では、部会について定めております。

第八条では、庶務について、第九条では、委任について定めております。

最後に、附則におきまして、施行期日を平成二十六年四月一日から施行すると定めております。

以上で議第三号、五條市学校適正化検討委員会条例の制定につきましての提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の

上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二十二、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四号、五條市就学指導委員会条例の制定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。町口教育部長。

〔教育部長 町口正治登壇〕

○教育部長（町口正治）ただいま上程いただきました議第四号、五條市就学指導委員会条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十四ページを御覧願います。

この条例の制定理由につきましては、学校教育において、一人一人の児童や生徒の特性を踏まえた支援や対応が強く求められております。

そこで、障害のある又は障害を疑われる幼児、児童及び生徒に対する適切な就学支援等の教育支援の在り方を検討していただく「五條市就学指導委員会」を設置するために、本条例を制定するものであります。

恐れ入りますが、議案書十五ページから十七ページを御覧願いたいと存じます。

本条例の内容といたしましては、第一条には、就学指導委員会の設置について定め、第二条では委員会の所掌事務について定めております。

第三条では、委員会の組織について定めており、委員は三十五名以内で、教育委員会が委嘱又は任命するとなっております。また、その任期は二年と定めております。

第四条では、委員長及び副委員長について、第五条は会議の招集、運営についてそれぞれ定めております。

第六条では、部会の設置について、第七条では、会議の庶務について、そして、第八条については、委任について定めております。

最後に、附則におきまして、施行期日及び経過措置を定め、この条例の施行期日は、平成二十六年四月一日から施行すると定めております。以上で議第四号、五條市就学指導委員会条例の制定につきましての提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二十三、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五号、五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会条例の制定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）ただいま上程いただきました議第五号、五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の制定につきましては、五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定に係る五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会を地方自治法に規定する附属機関と位置付けるものであります。

それでは、恐れ入ります、議案書十九ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条につきましては、委員会の設置について定め、第二条では、委員会の所掌事務について定めております。第三条につきましては、組織について定めており、委員は市長が委嘱又は任命するとしております。

次に、第四条では、委員の任期について定めており、第五条におきましては、委員長及び副委員長について、第六条では、会議の招集、運営についてそれぞれ定めております。

第七条につきましては、意見聴取について定め、第八条では、委員会の庶務について定め、第九条では委任について定めております。なお、附則につきましては、施行期日を規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二十四、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。町口教育部長。

〔教育部長 町口正治登壇〕

○教育部長（町口正治）ただいま上程いただきました議第七号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十八ページを御覧いただきたいと存じます。

この条例の改正理由につきましては、先ほど上程いただきました議第三号、五條市学校適正化検討委員会条例と議第四号、五條市就学指導

委員会条例及び議第五号、五條市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員条例を制定するに伴い、それぞれの条例に基づく委員会の委員に報酬及び旅費を支給する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十九ページと三十ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例第一条の報酬及び第四条の費用弁償としての旅費を定めている別表中に職名として、第四十七項として「学校適正化検討委員会委員」を加え、次に第四十八項として「就学指導委員会委員」を加え、次に第四十九項として「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員」を加え、それぞれの報酬を「日額五千元」とし、旅費としての費用弁償の額については、それぞれ他の委員と同様に規定するものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十六年四月一日から施行するとしております。

以上で議第七号、特別職の職員で非常勤のもの、報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましての提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二十五、本日提出されました議第三十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十号、五條市非常勤消防団員に係る退職補償金の支給に関する条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。中南消防長。

〔消防長 中南仁克登壇〕

○消防長（中南仁克）ただいま上程いただきました、追加提出議案第一号、議第三十号、五條市非常勤消防団員に係る退職補償金の支給に係る

条例の一部を改正することについて、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の追加提出議案書一ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、昨年十二月十三日付けで消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布、施行されたことにより、消防団員の処遇の改善を図るため消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の改正が必要であることから、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議決を求めるところでございます。

恐れ入りますが、議案書二ページ、三ページを御覧いただきたいと存じます。

別表中、五年以上の勤続年数により、階級別に支給される退職補償金を一律五万円引き上げ、最低支給額を二十万円に改めるものでございます。

次に附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議第三十号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第二十六、選第二号、奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙を行います。

奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙につきましては、市議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が一名生じたため、市議会議員から選出することになりますが、二名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての市議会において選挙が行われることになったものであります。

なお、この選挙は、広域連合規約第八条の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなっておりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、選挙結果の報告については会議規則第三十二条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（益田吉博）ただいまの出席議員数は十二名であります。

投票用紙を配布させます。

なお、候補者名簿につきましては、あらかじめお手元に配布しておりますので、御確認ください。

〔投票用紙配布〕

○議長（益田吉博）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（益田吉博）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（益田吉博）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に大谷龍雄議員及び吉田雅範議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（益田吉博）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 十二票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

廣井洋司 天理市議会議員 十票

竹森 衛 橿原市議会議員 二票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第八条の規定により、選挙長に報告いたします。

○議長（益田吉博）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日八日から十九日まで休会とし、次回二十日午前十時に再開し、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後五時二十一分散会